

3 月 2 0 日 (第 4 号)

平成27年第1回豊能町議会定例会会議録目次

平成27年3月20日（第4号）

出席議員	1	
議事日程	2	
開議の宣告	5	
（提案理由説明・質疑・討論・採決）			
第1号議案	豊能町教育長の任命につき同意を求めること について.....	5	
第2号議案	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の 一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の 整理等に関する条例制定の件.....	16	
第3号議案	教育長の職務に専念する義務の特例に関する 条例制定の件.....	19	
第4号議案	教育長の勤務時間、休日、休暇等に関する条 例制定の件.....	19	
（常任委員会委員長説明・質疑・討論・採決）.....			22
第5号議案	豊能町子どものための教育・保育給付に関す る利用者負担額を定める条例制定の件		
第6号議案	豊能町指定介護予防支援事業の人員及び運営 並びに指定介護予防支援等に係る介護予防の ための効果的な支援の方法に関する基準等を 定める条例制定の件		
第7号議案	豊能町地域包括支援センターの人員及び運営 に関する基準を定める条例制定の件		
第8号議案	豊能町土砂等による土地の埋立て等の規制に 関する条例制定の件		

- 第 9 号議案 豊能町行政手続条例改正の件
- 第 10 号議案 豊能町一般職の職員の給与に関する条例改正の件
- 第 11 号議案 職員の管理職手当に関する条例改正の件
- 第 12 号議案 職員の退職手当に関する条例改正の件
- 第 13 号議案 豊能町立認定こども園条例改正の件
- 第 14 号議案 豊能町乳幼児等の医療費の助成に関する条例等改正の件
- 第 15 号議案 豊能町介護保険条例改正の件
- 第 16 号議案 大阪府豊能地区教職員人事協議会規約の変更に関する協議について
- 第 17 号議案 平成 26 年度豊能町一般会計補正予算の件
- 第 18 号議案 平成 26 年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算の件
- 第 19 号議案 平成 26 年度豊能町後期高齢者医療特別会計補正予算の件
- 第 20 号議案 平成 26 年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算の件
- 第 21 号議案 平成 26 年度豊能町下水道事業特別会計補正予算の件
- 第 22 号議案 平成 27 年度豊能町一般会計予算の件
- 第 23 号議案 平成 27 年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定予算の件
- 第 24 号議案 平成 27 年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定予算の件
- 第 25 号議案 平成 27 年度豊能町後期高齢者医療特別会計予算の件
- 第 26 号議案 平成 27 年度豊能町介護保険特別会計事業勘定予算の件
- 第 27 号議案 平成 27 年度豊能町下水道事業特別会計予算の件

第 2 8 号議案	平成 2 7 年度豊能町生活排水処理事業特別会計予算の件	
第 2 9 号議案	平成 2 7 年度豊能町水道事業会計予算の件	
(提案理由説明・質疑・討論・採決)		
第 1 号議会議案	豊能町における地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う決議	4 8
第 2 号議会議案	第 2 2 号議案平成 2 7 年度豊能町一般会計予算の件に対する付帯決議	5 0
第 3 0 号議案	平成 2 6 年度豊能町一般会計補正予算の件	5 2
第 3 号議会議案	豊能町議会委員会条例改正の件	6 5
第 4 号議会議案	豊能町議会会議規則改正の件	6 6
閉 会 の 宣 告		6 7

平成27年第1回豊能町議会定例会会議録（第4号）

年 月 日 平成27年3月20日（金）

場 所 豊能町役場議場

出席議員 14名

1番 野村 剛志	2番 管野英美子
3番 永谷 幸弘	4番 橋本 謙司
5番 井川 佳子	
7番 岩城 重義	8番 小寺 正人
9番 永並 啓	10番 竹谷 勝
11番 福岡 邦彬	12番 高尾 靖子
13番 西岡 義克	14番 川上 勲

欠席議員 6番 高橋 充徳

地方自治法第121条の規定により、議会に出席を求めた者は、次のとおりである。

町 長	田中 龍一	副 町 長	中井 勝次
教 育 長	石塚 謙二	総 務 部 長	内田 敬
生活福祉部長	木田 正裕	建設環境部長	石田 望
上下水道部長	高 秀雄	教 育 次 長	今中 泰行
消 防 長	高田 龍二	会 計 管 理 者	川上 和博

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	乾 利昭	書 記	杉田 庄司
書 記	増田 稔		

議事日程

平成27年3月20日（金）午後1時00分開議

- | | | |
|-------|----------|---|
| 日程第 1 | 第 1 号議案 | 豊能町教育長の任命につき同意を求めること
について |
| 日程第 2 | 第 2 号議案 | 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の
一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の
整理等に関する条例制定の件 |
| 日程第 3 | 第 3 号議案 | 教育長の職務に専念する義務の特例に関する
条例制定の件 |
| 日程第 4 | 第 4 号議案 | 教育長の勤務時間、休日、休暇等に関する条
例制定の件 |
| 日程第 5 | 第 5 号議案 | 豊能町子どものための教育・保育給付に関す
る利用者負担額を定める条例制定の件 |
| | 第 6 号議案 | 豊能町指定介護予防支援事業の人員及び運営
並びに指定介護予防支援等に係る介護予防の
ための効果的な支援の方法に関する基準等を
定める条例制定の件 |
| | 第 7 号議案 | 豊能町地域包括支援センターの人員及び運営
に関する基準を定める条例制定の件 |
| | 第 8 号議案 | 豊能町土砂等による土地の埋立て等の規制に
関する条例制定の件 |
| | 第 9 号議案 | 豊能町行政手続条例改正の件 |
| | 第 10 号議案 | 豊能町一般職の職員の給与に関する条例改正
の件 |
| | 第 11 号議案 | 職員の管理職手当に関する条例改正の件 |
| | 第 12 号議案 | 職員の退職手当に関する条例改正の件 |
| | 第 13 号議案 | 豊能町立認定こども園条例改正の件 |
| | 第 14 号議案 | 豊能町乳幼児等の医療費の助成に関する条例
等改正の件 |
| | 第 15 号議案 | 豊能町介護保険条例改正の件 |
| | 第 16 号議案 | 大阪府豊能地区教職員人事協議会規約の変更 |

に関する協議について

- | | |
|-----------------|--|
| 第 17 号議案 | 平成 26 年度豊能町一般会計補正予算の件 |
| 第 18 号議案 | 平成 26 年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算の件 |
| 第 19 号議案 | 平成 26 年度豊能町後期高齢者医療特別会計補正予算の件 |
| 第 20 号議案 | 平成 26 年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算の件 |
| 第 21 号議案 | 平成 26 年度豊能町下水道事業特別会計補正予算の件 |
| 第 22 号議案 | 平成 27 年度豊能町一般会計予算の件 |
| 第 23 号議案 | 平成 27 年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定予算の件 |
| 第 24 号議案 | 平成 27 年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定予算の件 |
| 第 25 号議案 | 平成 27 年度豊能町後期高齢者医療特別会計予算の件 |
| 第 26 号議案 | 平成 27 年度豊能町介護保険特別会計事業勘定予算の件 |
| 第 27 号議案 | 平成 27 年度豊能町下水道事業特別会計予算の件 |
| 第 28 号議案 | 平成 27 年度豊能町生活排水処理事業特別会計予算の件 |
| 第 29 号議案 | 平成 27 年度豊能町水道事業会計予算の件 |
| 日程第 6 第 30 号議案 | 平成 26 年度豊能町一般会計補正予算の件 |
| 追加日程第 1 第 1 号議案 | 豊能町における地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う決議 |
| 追加日程第 2 第 2 号議案 | 第 22 号議案平成 27 年度豊能町一般会計予算の件に対する付帯決議 |
| 追加日程第 3 第 3 号議案 | 豊能町議会委員会条例改正の件 |

追加日程第4 第4号議会議案 豊能町議会会議規則改正の件

開議 午後1時00分

○議長（竹谷 勝君）

皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員は13名であります。
定足数に達しておりますので、これより
本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおり
でございます。

日程第1「第1号議案 豊能町教育長の
任命につき同意を求めることについて」を
議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

田中町長。

○町長（田中龍一君）

こんにちは。

それでは、第1号議案、豊能町教育長の
任命につき同意を求めることについて、御
説明申し上げます。

本件は、教育長たる教育委員会委員の辞
職に伴う教育長の任命に際し、地方教育行
政の組織及び運営に関する法律の一部を改
正する法律による改正後の同法第4条第1
項の規定により、議会の同意を求めるもの
でございます。

このたび、現教育長である石塚氏を改定
後の新法に基づく教育長として引き続き任
命いたしたく、議会の御同意をお願いする
ものでございます。

現教育長の御住所は、豊能町ときわ台5
丁目6番地の10、お名前は石塚謙二さん、
生年月日は昭和28年10月24日ござ
います。

御同意賜りますよう、お願い申し上げま
す。

○議長（竹谷 勝君）

これより本件に対する質疑を行います。

福岡邦彬議員。

○11番（福岡邦彬君）

福岡でございます。

この教育長を教育委員長にするというよ
うな法律は、昨年7月に国で決まってお
ります。それ以降に石塚教育長は教育委員に
再選され、教育長になりました。なぜそ
のときに、7月の法律、国の法律の決まっ
ているのに、なぜこのようなことを4月に
するんですか。少なくとも去年のそれ以降、
教育長を任命したときにわかってなかつた
んですか。これについてお聞きしたい。

○議長（竹谷 勝君）

答弁を求めます。

田中町長。

○町長（田中龍一君）

お答えいたします。

この法律の改正というものは、実際その
ときにはわかっておりましたけれども、具
体的な話につきましては、まだ、国のほう
でも話が出てた中でございまして、その間
検討はしていった中でございます。今回そ
の4月1日、新たにこの制度を導入するに
当たりまして、今回、議会に新しく教育長
として今回同意を求めるということを上げ
させていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（竹谷 勝君）

福岡邦彬議員。

○11番（福岡邦彬君）

うそついたらいかん。うそや。国でわか
ってなかったかい。私、今、手元にありま
すわ。町からもらったやつ。平成26年7
月17日に文科省初等中等教育局長前川喜
平さんから、ちゃんとこの紙来てるじゃな
いですか。ちゃんときれいに書いてますわ。
いろいろなことをやりなさい、いろいろな
こと、これに注意しなさいって書いてます
よ。届いたのはそれより後かもしれません。
これはすなわち、都道府県知事並びに同都
道府県の教育委員会に届いた文書ですから、

私どもみたいな小さい町には届くのおくれたかもしれません。しかし、少なくともこの間教育長が任命される前に届いてます。違いますか。これについてお答えください。

○議長（竹谷 勝君）

答弁を求めます。

田中町長。

○町長（田中龍一君）

お答えいたします。

その法律の改正等、そういった資料については届いておりますけれども、今後、今回のような形、旧制度での教育長が一旦任期が切れると、それから4月にまた新たにとなるといった、こういった形のときに、具体的にこういった形をするのかといったことにつきましては、国等にも相談していったとかいうことで、具体的にはというお話を申し上げたことございまして、その制度が出てたというのは、それはそれで当然出ておりました。

以上でございます。

○議長（竹谷 勝君）

福岡邦彬議員。

○11番（福岡邦彬君）

またうそつくやろ。そんな細かく出てるじゃないですか、ここに。読んでるでしょう、あなた。あなたのとこから出たやつやで。議長ちょっとおかしい。出てるじゃないですか、ちゃんと。事細かに、何々注意しなさい、教育長はこういう権限あります、いろいろ出てるじゃないですか。しかもこの資料は町からもうたやつや。そんなうそついてはいかんと僕は思う。違いますか。出てるじゃないですか。覚えてないですか。

○議長（竹谷 勝君）

暫時休憩します。

（午後1時07分 休憩）

（午後1時09分 再開）

○議長（竹谷 勝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

田中町長。

○町長（田中龍一君）

お答えいたします。

ですので、そういった資料というのは出ておりましたけれども、その時点で新たな教育長制度、それを今の任期の中でどういうふうにするのか、これは2パターンございまして、今そのままの任期いっぱいまでして行って、教育長が今度かわるとき、任期がいっぱいになってから新たな制度を導入するというパターンと、4月1日から導入する、こういった二つのパターンがございまして、それについてどうするかということを検討はしていたところでございます。それについても大阪府なんかにも問い合わせもしながら進めてきたというところでございます。

以上でございます。

○議長（竹谷 勝君）

ほかございませんか。もう3回。

（発言する者あり）

○議長（竹谷 勝君）

暫時休憩します。

（午後1時10分 休憩）

（午後1時10分 再開）

○議長（竹谷 勝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

福岡邦彬議員。

○11番（福岡邦彬君）

最後の質問です。

この2パターンは勉強して知りましたわ、私も。そういうことは知ってます。しかし、現実的な問題として、少なくとも、この法律ができたときに、そのことは既にちゃんとあなたの頭に入っておったはずや。入ってませんでしたんか。そうすると、今回のチャンスとして、去年の、あれたしか10

月ごろだと思いますけど、教育長を選ぶときに、そこで切って新制度に移行するんか、あるいはこの4月にやめさせてやるか、あるいはもうちょっと途中でやめさせてやるかというようなパターンがありますわ。何、首振ってまんねんな。違ったらちゃんときちっと言いなはれ。違いますか。僕の言うてる意味わかってますか。町長。教育長がやめるときには、そのときには一番、この法律、チャンスですわ。チャンスやったんですわ。そこでやっているとこもようけありますわ、それ以降、7月以降。全部これ4月1日で、これは法律の中で4月1日以降か、あるいは教育長にもう1年待ってもうても構わないんですわ。わかりますかな。二つだけのパターン違いますよ。もう一度お答えください。少なくとも言わはった二つだけのパターンと違いますよ。教育長は4年間の間にずっとパターンがあるんですわ。いつでもいいんですわ。

○議長（竹谷 勝君）

答弁を求めます。

田中町長。

○町長（田中龍一君）

お答えいたします。

昨年の時点では、今の、今のというか、今の教育長制度で任命しなければいけないというようなことになっておりましたので、そのときはその旧の、旧のと今言うのはおかしいかもしれません。現行の教育長制度の中で選ばせていただいて、そのときに新たな教育長を選ぶということはその時点ではできませんでしたので、今回、3月に、今、上げさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（竹谷 勝君）

ほかございませんか。

高尾靖子議員。

○12番（高尾靖子君）

教育長の任期がまだ1年以上ですね。

（発言する者あり）

○12番（高尾靖子君）

3年あるということですので、それをなぜ急がなければならなかったのか、その理由をお聞かせください。今回のこの新しい教育行政について、どうして急がなければならなかったのか、その点についてお伺いいたします。

○議長（竹谷 勝君）

答弁を求めます。

田中町長。

○町長（田中龍一君）

お答えいたします。

これは4月1日から新制度が導入されるということで、新制度にやはりいち早く乗っていきたくった。

それともう一つは、基本は新制度に4月1日からなるということで、元来その間にも教育長さんの任期があるというパターンについては移行措置ということが一定設けられているということもありましたけれども、基本的には新制度にのっとなってやるということが、私どもではそうすべきだという判断のもと、今回、上程させていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（竹谷 勝君）

高尾靖子議員。

○12番（高尾靖子君）

石塚教育長も納得いうか、受け入れられたということで、これを進めたということでもよろしいんですか。任期はまだ3年以上あるにもかかわらず受け入れられたと。この新地方教育行政の組織になるということでの受け入れは、理解されてやめられたということでもよろしいんですか。

○議長（竹谷 勝君）

答弁を求めます。

田中町長。

○町長（田中龍一君）

お答えいたします。

今おっしゃっていただいているとおり、理解してということで、今、上程させていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（竹谷 勝君）

あとございませんか。

永並啓議員。

○9番（永並 啓君）

何点か、3点か2点かな、質問させていただきます。

まず、なぜ経過措置ということで、今任期、旧制度のままいけたものを新制度に乗りかえたかということですね。いずれはしないといけないのは重々わかっているんですけど、今回の制度改革で大きく変わっていくのは、首長が教育にもかかわっていくことになります。そのことに反対は特にないんですが、有権者の声も少しは反映させる必要があるのかなとも思っています。ただ唯一気になる点は、首長がかかわることによってマイナスにならないのかということですね。つまり、教育に余り関心がない人がトップになった場合、これまでの教育委員会の積み重ねられてきた議論を混乱させるだけにならないのかということがとても気になるんですね。その点を踏まえて、なぜ早めたということをお聞かせいただきたいと思います。

それともう1点は、石塚謙二さんの紹介ですけれども、この石塚さんは初めて豊能町で働いてもらうわけではないですね。もう既に豊能町の、今、現行の教育長として尽力してくださっていますので、やはりそういった場合は町長のほうから、石塚さんの豊能町における実績、そして、再度新たな教

育委員会制度における、新たに石塚さんをお願いしようというわけですから、どういった点を評価して選んだのか、そして豊能町の抱える教育のどういった課題を解決してもらおうとしているのか。町長が思っている教育のビジョンですね。施策を具体的に進めるために石塚さんをお願いしたのかというところをお聞かせいただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（竹谷 勝君）

答弁を求めます。2点。

田中町長。

○町長（田中龍一君）

お答えいたします。

なぜ早めたかというお話ですけれども、これは基本的には法律が改正されて、これについてはいずれ全部変わっていくという話でございます。そういったことから、私どもとしては新たに改正されたものを本町で導入することは、これはそうすべきだというふうに判断して、今回やっております。

（発言する者あり）

○町長（田中龍一君）

ええ。ですから責任の明確化でありますとか、その辺については全員協議会のほうでも説明差し上げてますので、それは説明差し上げているところでございます。

それと。

（発言する者あり）

○議長（竹谷 勝君）

答弁は続けてください。

○町長（田中龍一君）

ですからまずは、これまで教育長、教育委員長ということで二つ長の方がいらっしゃったということで、これを教育長一本にすることによってより責任の明確化をする、決定権を迅速化すると、そういったことございます。そういったことで今回、これはいち早く導入するほうが我が町としてはい

いことだということで判断して、今回至ったわけでございます。

それと、石塚教育長につきましては、皆さん御存じのとおりでございますけれども、新たに入ってこられて、さまざまな課題乗り越えて、やっていただいております。中でも今、小中一貫、保幼小中一貫ということで検討を進めていっているということもございまして、また、教育の基本であるわかりやすい教育、こういったことについても非常に精通しておられて、そういったことも一生懸命進めていただいている。ですから教育の基本であるわかりやすい、誰でもわかりやすい教育ということに、そういった能力もお持ちであるということもございまして、私は石塚教育長が引き続き新たな教育長としてやっていただくにはふさわしい人物だという判断をお願いしたところでございます。

以上でございます。

○議長（竹谷 勝君）

永並啓議員。

○9番（永並 啓君）

石塚さんの評価については、多分我々の議員もそれなりの、よくやってくれているなどというのはあるんですけど、やはり町長におかれては、町長の右腕として携わって尽力してくださったんですから、もう少しそのわかりやすい教育というか、漠然とした感じではなくて、以前と比べて具体的に、どういうふうなことを取り組んでわかりやすく変えたんだと。2年間で、やはり何もなくて、その1本で2年きたわけじゃないですから、こういった試みをするによって生徒のほうからこういった声が出てるとか、そういった部分でいうところ、もうちょっと細かく教えていただきたいんですね。やはり人事の一つですからね、もうちょっと、漠然とした思いやそういうのでは

なく、具体的に、議員の同意もそのほうがしやすいわけですよ。もう既にこんなこといろいろやってくれてるな、じゃあこれから新しい教育委員会制度においてもこういうことできてるな、やってくれるなという期待感も持てますからね。できたらそこら辺をもうちょっと、トップなわけですから、そこら辺を教えていただきたいと思います。

それで、私が聞いているのは、いずれ変えないといけないのはわかっているんですよ。なぜそれを聞くかといいますと、ちょっと申しわけないんですけど、田中町長の場合を見てみると、これまでの答弁の中で漠然と教育のまちということは言われるんですけど、具体的にどうというのは正直聞いたことがないんですね。就任直後にたしか秋元前議員の質問において答弁されたこともあるんですが、それは何か子どもたちの作品をいろいろなコンテストに応募させるということでした。そうすれば締め切りを守る大切さや、よい結果が得られたときの達成感があると、町長自身の経験からそうだったということでした。もちろん個人の経験は大切なのは理解してるんですけど、それを自分の子どもに教育するのであればいいんですけど、やはりそれを多くの、家庭の方針では口出すことはできません。ただそれが首長という立場でそういう感覚でいるのはどうなのかなど。懸賞に応募することもいいですけど、やはり教育というものは王道があると思います。懸賞に応募するというのはやはりおまけの部分かなというふうに思います。その答弁を聞いたときに、やはり、余り教育においては関心がないのかなというふうに正直多くの議員が思われたと思います。この点に関しては当時の小川教育長のほうからも何回も指摘を受けてたと思います。これだけは乗せてくれるんだと、いろいろな、そういうところではい

ろいろあったというふうに聞いてます。でもそういった思いを言われるということが教育委員会会議の中で、総合教育会議ですね。今まで教育長や教育委員の中に首長が入ることによって、今まで積み重ねてきたそういったところから外れていくんじゃないか、そういった危惧をしてしまうんです。そこら辺を踏まえて、早めることのメリットはわかるんですよ。でも早めない、2年という、これからだ3年という期間がありますよね。その3年の間に教育委員会だけじゃなくて、首長であり行政全体が教育に関する準備をする期間でもあるのかなと。教育委員会の説明では、もちろん大都市では教育委員会と教育長のいろいろなしがらみ、大津の件もありましたけど、そうではなくて、余り関心がないトップというのも日本全国いっぱいおられますからね。そういった方の準備期間でもあるのかなというふうに感じてしまうんですよ。そういった意味でもう少し、そのメリットというものをどう判断されたのか。法的にしたほうがいいのか、そういうことじゃなくて、豊能町において3年わざわざ早めたことのメリットというものをどう考えておられたというのを、町長自身の教育に対する考え方から答弁していただけたらと思います。

それともう1点、説明の中では、この教育委員会制度で責任の明確化というのがあります。それで大津で起こったいじめの問題とかも迅速に対応できるということを説明ではありました。その場でも私、指摘したかと思いますが、それは制度ではなくて人の問題じゃないのかなということはその場でも答えさせてもらいました。そこでまた一つ気になるのが、町長のその責任という言葉に対する姿勢ですね。何かどうしても、申しわけないですけど責任ということを嫌う傾向があるのかなというふうに

感じるんですね。

先日まで行われてた環境問題特別委員会の中でも責任というところ、責任はあるのかなのかというと、明確にはなかなか答えられないですね。どちらに責任があるのかというのは、いろいろ話し合った上でというようにここで、多分議員からいろいろと、はっきりせんかみたいなことはあったと思うんですよ。そういった場合、いざ何か起こったときに、責任をこうだってなったときに、またそれがマイナスにならないのかなという、そういった懸念もどうしても出てきてしまうんですね。ぜひとも再度お聞かせいただけないでしょうか。

それともう1点は大綱に書かれていること。一応文科省のほうから出てるものでは、大綱の主たる記載事項は各地方公共団体の判断に委ねられているものであるが、主として学校の耐震化、学校の統廃合、少人数教育の推進、総合的な放課後対策、幼稚園・保育所・認定こども園を通じた幼児教育・保育の充実等とかいろいろ書いてあるんですけど、これは多分、今までと何ら変わりが無いのかなというふうに思えるんですね。だからそれをわざわざ早めるということのメリットについて、今まで何回も、いずれは変えないといけないから変えるんだよじゃなくて、わざわざ早めたことのメリットをもう少し明確にお答えいただけますでしょうか。

○議長（竹谷 勝君）

答弁を求めます。

田中町長。

○町長（田中龍一君）

お答えいたします。

まず1点目の、石塚教育長の実績、こちらにつきましてはもう皆さん御存じのとおりですけれども、本当にこれまで文部科学省におられたその実績、人脈等を生かされ

て、筑波大学からわかりやすい授業のために先生を来ていただいて、講義をしていただいて、多くの豊能町の先生にわかりやすい授業ということを教育いただいた。また、その授業については、豊能町のみならず、ほかの自治体からもぜひ聞きたいということでいらっしゃったということで、本当にわかりやすい授業ということについては本当にいろいろなノウハウも持っておられますし、人脈も持っておられますし、そういったことについては、これは教育の基本、わかりやすいということは基本、これは大事なことです。これについては非常にやはり長けた方であって、この能力というのは私は非常に素晴らしいものだと思っております。

それともう一つ、ちょっと勘違いされてはと思うんですけども、今回、先ほど首長が入ったの大綱とかの話、これについては教育総合会議が設置されるということでございますけれども、これにつきましては、今回その新教育長制度に入る、入らないはかわからず、4月1日からこれは教育総合会議ということで、大綱は私も一員として入らせてもらってやるということですので、それについてはそういった回答になります。

あとは先ほどの話ですけれども、もう一つは大事な。

(発言する者あり)

○町長（田中龍一君）

責任はやはり、当然ながらこれはきちっと町政を実施していく、責任を持ってやっていく、これが一番大事なことだと思っております。ビジョンにつきましては、これはやはりわかりやすいということも一つ大きなことだと思っておりますし、先ほど申しましたような、永並議員が申しましたような形で、私が過去に回答したようなことにつきましても、やはり一定そういったこ

とも大事ではないかというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（竹谷 勝君）

永並啓議員。

○9番（永並 啓君）

結構自分の世界観というのを持たれている方なので、過去に答弁したことも大事というのはわかるんですよ。でもそれはあくまでも教育における生徒たちの評価の副産物だと思ってるんですね。教育というのはやはり、いかに授業の中で質を上げていくか。子どもたちのいろいろな心・体・知の力を上げていくか、そこをどういうふうに整えていくのかというところを、教育のまちとしては王道でいかないとだめだと思うんですね。やはりそういったところでいろいろな、懸賞に応募したらいいよとか、もちろんちょっとは重要かもしれないですけど、やはりメインはそのほうで考えてもらう。それをやはりかかわることで、若干のそういった不安というのがどうしても感じてしまうので質問させていただいた次第であります。

やはり教育長の経歴の素晴らしさ、私達もそれはもう十分理解しております。私では見えない部分、町長とは一緒に、席をともにしてされてきたわけですから、客観的に見ても何かこういうイベントしましたよ、こういうところではしましたよじゃなくて、教育の中でどういった、それが子どもたちに浸透したか、どういった試みをされて、ちょっと教育委員会の意識が変わったとか、そういった見えないところをお答えいただきたいんですね。だってそうじゃないと、我々でも知っていることはわかっているんです。町長にはそこで見えないところで説得する道具としてそれを聞いてるんです。それが人事だと思いますので、そこ

を、何でこういう態度なんですかね。

(発言する者あり)

○9番(永並 啓君)

いやいや、町長が首かしげてへらへらし
てるので。これはどういうことですか。

○議長(竹谷 勝君)

暫時休憩します。

(午後1時28分 休憩)

(午後1時30分 再開)

○議長(竹谷 勝君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

○9番(永並 啓君)

人事については、見えないものというものは、我々が客観的に見えるものだけではなくて、一緒にとともに仕事をされた立場だからこそわかることというのを情報提供として与えていただきたい。そういったことを、だって多くの一般的にされていることは我々でもわかって、すごいなというふう
に思うんですよ。そうじゃなくて、さらに中
でしか見えないところで、こういった人
を選びたいというところで、町長の教育に
対する、豊能町の教育のまちというのを具
体的なビジョンとどう合致していくのかと
いうところをお聞かせいただきたいという
ところですね。

○議長(竹谷 勝君)

答弁を求めます。

田中町長。

○町長(田中龍一君)

お答えいたします。

非常に、見えないところって難しいです
けれども、こちらにつきましては私どもと
も、教育長は今回の教育委員会の中でも非
常に密接に、いろいろな委員さんのかかわ
りを持って、いろいろな形で意見を聞かれ
ているというようなことも聞いております
し、私どもとも話をする機会なんかもこれ
までも設けていただいています。そういった

ことから、町もしくは教育委員会、これ
が一丸となって教育行政を進めようとい
う姿勢はこれまでからも私は非常に感じ
ているところでしたので、そういったこ
とからも今回は石塚教育長さんがやはり
このまま引き続き続けていただくという
ことが、我が町としては適切であると判断
して、今回お願いしたところではござい
ます。

以上でございます。

○議長(竹谷 勝君)

ほかございませんか。

橋本謙司議員。

○4番(橋本謙司君)

橋本です。

今回この新教育長制度に乗りかえるとい
うことについては、たしかに時期の問題
等々あると思います。ただ、一方、責任が
明確になる、ダブルスタンダードのよう
な教育委員長、教育長ということではな
くて、1人の教育長に責任、実質的な権
限等々も与えられることで、責任が明
確になるということは十分認識はしてい
ますけれども、逆に言うと、その教育長
の質等々によって大きくゆがんだ決定
等々がされる懸念というのはないのか
なというふうには逆に懸念して
るんですけど、そのあたりはどのよう
にお考えでしょうか。

○議長(竹谷 勝君)

答弁を求めます。

田中町長。

○町長(田中龍一君)

お答えいたします。

そういった懸念というのはこの制度全
体として、これは我が町だけではなくて、
全体的にはそういう懸念はあると思いま
す。ただ、我が町の場合は、先ほど申し
ましたように、これまで教育長、教育委
員さんと密接に話を持たれて、いろい
ろな意見も聞かれて進められていると。
そのみなら

ず、私どもともまた密接に話しさせていただいているといった視点から考えますと、我が町では、石塚さんにおいてはそういったことというのは私は考えづらいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（竹谷 勝君）

橋本謙司議員。

○4番（橋本謙司君）

私自身、石塚さんのことではなくて、今回この制度に乗りかえるという決断をされたということに対する話なんです。これは別に石塚さんがどうこうではなくて、石塚さんは僕も問題はないというふうには思ってますけども、もともとこの制度に乗りかえるという判断をされたことに対してお聞きしてるので、それについてもう一度お願いしたいということと、あともう1点は、この新教育長制度に変わることによって、教育長が教育委員から外れられる、教育委員の人数は4人になるというふうにお聞きしてます。ただ、教育委員の会議における議決権という意味でいくと、新教育長も同じ位置というふうにかウントされ、結果として5になるというふうにお聞きしてます。そうなったときに一つ懸念なのが、当然教育長がこれからは議長役を務められる。例えばこれが半々、2対2になったときに、最終的に一番の権限を持っておられる、しかもなおかつ事務の責任者のトップである方が、最終その議決に加わるということ自体が、その人の、最終、割れたときの判断に委ねるということでは、僕は奇数というのは好ましくないんじゃないかって個人的に思ってるんです。そういう意味でいくと、本来偶数にするということは、それは各市町村等の権限でふやすことはできるというふうになってますけども、そのあたりはどういうふうにお考えですか。

○議長（竹谷 勝君）

答弁を求めます。

田中町長。

○町長（田中龍一君）

お答えいたします。

まずこの制度に早々と乗りかえたということの理由ですけれども、これはちょっと繰り返しになるんですけども、私どもの理解では、この新たな法律が4月1日から施行されるに当たって、本来基本的にはこの制度に乗っかっていくものだと、改正ですから、国としては法律を改正したということですので、そういった意味から、今、教育長さんの任期があるところについては、暫定的な措置としてその期間については旧のままでいってもいいですよと、そのかわり、その教育長さんの期限が過ぎれば新たな制度に乗ってくださいというものですので、私どもとしては、国が今回改正された、この趣旨にのっとっても適切であるというふうに感じ、これはそういった趣旨からも早期に入れるということが大切だということで、今回お願いしているところでございます。

それともう一つ、4人、今、奇数ですか。今、4人、5人、奇数、これを偶数にすべきやないかという話ですけども、これはそれぞれの考え方があろうかと思しますので、逆に私どもとしては奇数のほうが最終決するとき非常にわかりやすいという意味もございまして、私は奇数で、今のままでいいのではないかとこのように思っております。

以上でございます。

○議長（竹谷 勝君）

答弁を求めます。

今中教育次長。

○教育次長（今中泰行君）

済みません。改めて御説明申し上げます。

教育委員会、今中でございます。

新制度の体制なんですけども、これまで教育委員が5名という定数なんですけども、今回、教育委員会議、同じく新制度になっても合議制の執行機関で、合議によって最終決定されるんですけども、仕組みとしては教育委員4人プラス教育長が、要は構成員、5人の構成員には変わりございません。ただ、座長が今まで非常勤の教育委員長であったものが常勤の教育長になるというところで、そういった懸念をなさっているのかと思うんですけども、最終的には5人の多数決という考えでいけば、どなたが座長であっても最終決定権じゃなしに、要はその議決に加われる5人ということで御理解いただきたいと思います。

○議長（竹谷 勝君）

橋本謙司議員。

○4番（橋本謙司君）

別にごめんなさいね、これ、石塚さんには申しわけないなと思ってるんですけど、別に石塚さんに直接関係ないけど、制度のことに対してということです。

1点ちょっと、まだ二つ、先ほどの件で質問します。

町長がおっしゃる、いち早く乗りかえたほうがいい、それも十分、そこは判断の分かれるところなので、それに対してどうこう言うつもりはないんですが、ただ、以前に聞くと、この広域連携でやっている3市2町において、要は今回4月1日に乗りかえるのは豊中市と豊能町だけで、あとの箕面、池田、能勢については乗りかえないということで聞いてます。であれば、もしあればいいんですが、その辺、うちは町長の判断でそうされた。それについては問うもんではありませんが、もし情報があるのであれば、その変えられなかったところの大きな理由がどうだったのかというところ

についてお聞かせいただけますか。

あと、今中さんがさっき説明していただいたことに対しての質問ですけども、こういう理解でいいかだけをちょっとお聞きしたいんですが、通常我々議会の場合やったら14名のうち過半数ということで、議長はその議決の採決には入らないということになってて、最終、今、我々偶数ですからいいんですが、これがもし仮に奇数の場合、その議決の反対・賛成が分かれた場合は、最終議長が判断するということになってますけども、教育委員会、今回、教育委員としては4名になります。ただ、教育委員会議の議決権を持った人数としては5のまま、5で一緒に、なおかつ仮に教育長が議長をされても、その分については別に賛成・反対が分かれたときではなくて、常にその賛否には入るという解釈でいいのか、その点についてお聞きします。

○議長（竹谷 勝君）

答弁を求めます。

田中町長。

○町長（田中龍一君）

お答えいたします。

先ほど、新たな教育長制度に乗っているのが豊中と豊能で、ほかはどうなのかという話がございますけれども、これはやはりちょっとほかの話でございますので、やはりそういったことについてはそれぞれの事情があるということで、そこまでは、詳しい話まではわかりません。ただ、我が町としては、これはやはりいち早くやるほうがメリットがあるということで判断したところでございます。

以上でございます。

○議長（竹谷 勝君）

答弁を求めます。

今中教育次長。

○教育次長（今中泰行君）

もう一度、その合議の採決の件でございますが、私が解釈してる限りでは5人の合議体ということになっておりますので、5人ともが賛否を表明して議決するということで考えております。

(発言する者あり)

○議長(竹谷 勝君)

ほかございませんか。

(発言する者あり)

○議長(竹谷 勝君)

ございませんか。

(発言する者あり)

○議長(竹谷 勝君)

暫時休憩します。

(午後1時40分 休憩)

(午後1時45分 再開)

○議長(竹谷 勝君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

そのほかございませんか。

岩城重義議員。

○7番(岩城重義君)

その、ほんだら最初から5ということでもよろしいですね。3と2になる可能性があって、2対2になることはないということでもよろしいですな。それだけ確認します。

それと、改正法のどこに載ってるかいうのを教えていただきます。

○議長(竹谷 勝君)

暫時休憩します。

(午後1時46分 休憩)

(午後1時46分 再開)

○議長(竹谷 勝君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

岩城重義議員。1回目。

○7番(岩城重義君)

もう一回詳しく説明してほしいんですけども、その5人が最初から5人ありきで、2対2になることはないということでもよろしいでしょうか。それでまた、どこにそう

いう文章として残ってますか。お教えください。

○議長(竹谷 勝君)

答弁を求めます。

今中教育次長。

○教育次長(今中泰行君)

お答えいたします。

先ほど5名の同時採決ということで御説明させていただいたところですが、法律、改正法を調べさせていただきましたところ、教育委員会会議の議事は、可否同数のときは教育長の決するところによるということで、最後の採決ということになります。

(発言する者あり)

○議長(竹谷 勝君)

岩城重義議員。

○7番(岩城重義君)

それであつたら、先ほどのやつを訂正してもらおう、訂正とおわびというか、お願いいたします。

○議長(竹谷 勝君)

答弁を求めます。

今中教育次長。

○教育次長(今中泰行君)

改正地方教育行政の組織に関する法律改正法、第14条に基づくところで、可否同数のときに教育長が決するということになっておりますので、訂正しておわび申し上げます。

(発言する者あり)

○議長(竹谷 勝君)

ほかございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(竹谷 勝君)

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(竹谷 勝君)

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長（竹谷 勝君）

起立全員であります。

よって、第1号議案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

日程第2「第2号議案 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例制定の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

第2号議案、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例制定の件について御説明申し上げます。

議案書の2ページから5ページをお開きください。また、条例の概要説明資料並びに新旧対照表もあわせて御参照お願いいたします。

本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、教育長等に係る規定を改正するものでございます。

条例の内容でございますが、まず第1条は、豊能町職員定数条例の一部改正でございます。これは、新教育長が常勤特別職として位置づけられることから、一般職の職員定数から教育長を削除するものでございます。

第2条は、豊能町特別職報酬等審議会条例の一部改正でございます。これは、新教育長が常勤特別職として位置づけられることに伴い、特別職、報酬審議会の所掌事務に教育長の給与を加えるものでございます。

第3条は、豊能町報酬及び費用弁償条例の一部改正でございます。これは、教育委員会委員長と教育長を一本化し、新教育長として位置づけられることから、条例の別表中、教育委員会委員長の項を削除するものでございます。

第4条は、豊能町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正でございます。これは、新教育長が常勤特別職として位置づけられることから、附則の減額措置を含め教育長の給料月額の規定を特別職の給与条例に加えるものでございます。

第5条は、豊能町特別職の職員等の退職手当に関する条例の一部改正でございます。これは、新教育長が常勤特別職として位置づけられることに伴い、題名及び規定を整理するものでございます。

第6条は、教育長の給与及び旅費に関する条例の廃止でございます。これは、第4条の条例改正及び教育公務員特例法第16条が削除されたことに伴い、条例を廃止するものでございます。

次に、附則でございますが、附則第2項は豊能町職員旅費条例の一部改正、附則第3項は町長の退職手当の特例に関する条例の一部改正、附則第4項は豊能町特別職の職員の給与に関する条例及び教育長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の一部改正でございますが、いずれも各条例の改正に伴い、規定を整理するものでございます。

最後に施行日でございますが、この条例は平成27年4月1日から施行いたします。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（竹谷 勝君）

これより本件に対する質疑を行います。

橋本謙司議員。

○4番（橋本謙司君）

まずは今回、これ、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例ということで、ここに上げられた一部改正とありますけども、関係条例の整理に当たる、この関係される条例というのはどのように選定されたのか。これは多分文言の整理なので、整理等々なので一部改正でいいと思うんですが、先ほど議論に出てた定数条例の制定というのは各市町村でできるというふうになってるようですけども、教育委員の数ね、そのあたりについての検討はどうされたのかお聞きしたいと思いません。

○議長（竹谷 勝君）

答弁を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

このたびの改正は、新教育長が常勤の特別職になるということに伴うものが主でございます。教育委員の定数そのものについては、今回の条例改正には含まれておりません。

○議長（竹谷 勝君）

橋本謙司議員。

○4番（橋本謙司君）

私もばかじゃないので、含まれてないのは十分わかってます。じゃなくて、この国の法律、上位法が変わることによって市町村の関係条例を改定する、この一部改正は十分理解してますよ。じゃなくて、町の場合は3人以上というふうに決められるということで一応なってるようですけども、その教育委員の数についての議論はどうされたのか。これはしょうもない議論かもわからへんけども、実質、私が思うのは、やはり事務方のトップである、しかも提案するトップがその議決の最終権限を持つてると

というような状況にするのは、私はふさわしくないんじゃないかっていうようなことで、あえてこれ言うてるんです。それであれば3と2にするべきじゃないかな。結局、新教育長も入れて6というのがふさわしいんじゃないかという意味であえて聞いてるんですけども、そのあたりの、まず検討されたのかどうかということについてお聞きしたい。本来やったら、だからこれは、この上位法が変わることによってうちの町の条例を変えるということであれば、そういうことも入っててしかりじゃないか。入ってへんということは、その検討をされたんですねということを知ってます。

○議長（竹谷 勝君）

答弁を求めます。

田中町長。

○町長（田中龍一君）

お答えいたします。

数について具体的な検討はしておりませんが、ただ、これまで奇数ということで、最終2・2になって最後教育長ということですけども、最終的には奇数で決するというのもあるので、これまでどおりの数がふさわしいのではないかとこのように思っております。

以上でございます。

○議長（竹谷 勝君）

橋本謙司議員。

○4番（橋本謙司君）

私これあえて、こんなしょうもないことをなぜ言うかという、教育長、先ほども僕質問したように、教育長の権限というのが今までよりも高くなる、強くなるんですよ。責任が明確になるイコール教育長の独裁とは言いませんよ。石塚さんはそうじゃない。けどこれからどういうふうに変わっていくかわかれへん中で、その教育長の権限がすごく重たくなるのに、その2・2

というケースがあるかどうかわかりませんよ。ただ、なったときに、もともと提案をしているその実質の権限者、トップがその採決に加わるということは、絶対に思うようになるじゃないですか、そうなった場合は。それが好ましくないんじゃないの、それであればそういうふうな状況をつくらなような偶数にしておくほうが、なおかつそれは新教育長は賛否が同数の場合しか加わらへんということであれば、その賛否が同数になるというケースを排除しておいたら、よりいいんじゃないんですかということで、あえて申し上げているんです。今がどうこうじゃないんですよ。これからどう変わっていくかわからない。多分石塚さんの間はそんなことないと思いますよ。けどやはり、仮に2・2になったときは、自分が提案してるのに、それはやっぱりなしですねって言えませんよね。当然提案したやつを通したいんだから、反対が2、賛成が2、同数であっても、自分が提案したことは通るってなるから、それでいいのという素朴な疑問なんです。この条例には直接的には関係ないけども、ここには一部改正、一部改正、一部改正って、法律改正に伴ってこういう条例改正がされているのかかわらず、そういうふうなものが出てきてないから大丈夫なのかと。多分検討してないと思いますよ、それは。先ほどの答弁でも二転三転するぐらいやから、してたらそんなことにならへんと思いますからね。それも含めて、ほんまに大丈夫なんと。出ばなくじきたくないですよ。4月1日からしっかりやっていこう、前向きにやろうとしてるのにこんなこと言いたくないけど、あえて言ってるのはそういうことなんです。検討されてないのは今わかりました。きょう私がこういうふうに申し上げたことに対してどういうふうに思われます。

○議長（竹谷 勝君）

答弁を求めます。

田中町長。

○町長（田中龍一君）

お答えいたします。

そういった考え方もあろうかとは思いますが、すけれども、やはり私は最終2・2になったときに奇数で決するというのが、一定そういう形ではいいのかなと思っておりますし。

（発言する者あり）

○町長（田中龍一君）

今の状態で私はいいいというふうに判断しております。

以上でございます。

○議長（竹谷 勝君）

ほかございませんか。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹谷 勝君）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

高尾靖子議員。

○12番（高尾靖子君）

日本共産党の高尾靖子でございます。

この第2号議案、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例制定に反対の討論をいたします。

首長の介入で、憲法が保障する教育の自由と自主性を侵害するものになります。教育委員会が形骸化することのないように、教育の自主性、政治的中立性の確立を進めることを強く求めます。町民に開かれた教育行政を進めるために、町民への説明責任をしっかりと果たす、町民の意見をしっかりと聞く、町民との十分な意見交換を行うことを求め、反対討論といたします。

以上です。

○議長（竹谷 勝君）

ほか討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹谷 勝君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（多数起立 11 : 1）

○議長（竹谷 勝君）

起立多数であります。

よって、第2号議案は原案のとおり可決されました。

日程第3「第3号議案 教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例制定の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

第3号議案、教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例制定の件について御説明申し上げます。

議案書の6ページから8ページをお開き願います。また、条例の概要説明資料もあわせて御参照願います。

本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、教育長の職務に専念する義務の特例に関し、必要な事項を定めるものでございます。

条例の内容でございますが、教育長があらかじめ教育委員会の承認を得てその職務に専念する義務を免除されることができる場合を規定するもので、第2条第1項は研修を受ける場合、第2項は厚生に関する計画の実施に参加する場合、第3項は第1項及び第2項のほか、教育委員会規則で定める場合とするものでございます。

本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正後の新法による新教育長

は特別職であるため、地方公務員法に規定する職務専念義務の適用は受けませんが、新法において教育長の職務専念義務の規定が追加され、その規定では法律または条例に特別の定めがある場合を除くこととされているため、この条例を制定するものでございます。

なお、この条例は平成27年4月1日から施行いたします。

また、附則において一般職に係る同条例の整理を行います。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（竹谷 勝君）

これより本件に対する質疑を行います。ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹谷 勝君）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（竹谷 勝君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（竹谷 勝君）

起立全員であります。

よって、第3号議案は原案のとおり可決されました。

日程第4「第4号議案 教育長の勤務時間、休日、休暇等に関する条例制定の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

第4号議案、教育長の勤務時間、休日、

休暇等に関する条例制定の件について御説明申し上げます。

議案書の9ページから10ページをお開き願います。また、条例の概要説明資料もあわせて御参照お願いいたします。

本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、教育長は特別職となり、かつ職務専念義務が課せられることから、教育長の勤務条件等に関し必要な事項を定めるものでございます。

条例の内容でございますが、教育長の勤務時間、休日、休暇、その他の勤務条件については、町長の事務部局に常時勤務する職員で、一般職に属する者の例によるものでございます。

本件につきましても、先ほどの第3号議案と同様、改正後の新法による新教育長は特別職であるため、地方公務員法に規定する職務専念義務の適用は受けませんが、新法には教育長の職務専念義務の規定が追加されたため、この条例を制定するものでございます。

なお、この条例は平成27年4月1日から施行いたします。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（竹谷 勝君）

これより本件に対する質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（竹谷 勝君）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（竹谷 勝君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（竹谷 勝君）

起立全員であります。

よって、第4号議案は原案のとおり可決されました。

○議長（竹谷 勝君）

この際、暫時休憩いたします。

再開は、午後2時20分といたします。

（午後2時07分 休憩）

（午後2時20分 再開）

○議長（竹谷 勝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

今中教育次長。

○教育次長（今中泰行君）

教育委員会、今中でございます。

まず、第1号議案で、私が教育委員会議の採決の方法で訂正させていただいて御説明させていただいたところですが、改めて新旧法律の趣旨をもう一度確認いたしました。旧のほうでの採決の方法ですが、こちらのほうは出席委員の過半数をもって決するというようになっておりますのが、改正法では出席者の過半数ということで、こちらのほうも、どちらも構成員としては教育委員の5人であるか、教育委員と教育長を足した5人であるかの違いは、人数の違いはございませんで、決する方法としては5人同時採決ということで同数にはならない、奇数の場合は同数にはならないということです。改正前も同様のことで、最終は委員長が決することになっておったんですけども、欠席者があった場合、開催要件を満たしている欠席者があった場合、同数になりますので、その際にはこれまで委員長が決するところを新教育長の決するところになるという改正の趣旨で、最初から2対2で最後教育長が決めるというのでなしに、最初から5人の多数決という決をとりますので、改めて訂正しておわび申し上げます。

(発言する者あり)

○議長 (竹谷 勝君)

暫時休憩。

(午後2時23分 休憩)

(午後2時24分 再開)

○議長 (竹谷 勝君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

議員の皆さんにお諮りをいたします。

先ほど、新教育委員会制度に基づいて石塚教育長が就任をされました。この際、御挨拶をいただきたいと思いますが、この件についてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (竹谷 勝君)

では、石塚教育長、よろしくお願ひします。

○教育長 (石塚謙二君)

教育長、石塚でございます。

先ほどは4月からの教育長として町長のお考えに同意をいただきまして、感無量といたしますか、全会一致で認めてもらいましてありがとうございました。鋭意尽力したいと思ひます。

私としますと、小さな町で、四つの小学校と中学校が二つ、そしてこども園一つと幼稚園、保育所、この9施設、そして社会教育施設等々を担当しているものでありますけれども、教育面で言えばやはり児童福祉も担当しておりますので、ゼロ歳からカバーして、そして中学生まで、これを円滑にといたしますか、連続的な、効果的な教育をより一層進める、つまり保幼小中一貫教育というものを進めて、本町の子どものための確かな学力が身につくように頑張りたいと思ひます。確かな学力というのはやはり今で言う生き抜く力であります。

社会教育の面では文化スポーツ行政を預かっておりますけれども、議員の何人かからお話になってますように、文化等々の方

針というものが余り十分明確ではないんですけれども、教育委員会としては、私としては何らかの教育指針の中にそうしたことも含めながら、小さな町ですけれども、きらりと光る文化スポーツ行政を進めていきたいものと思ひます。

来年度、小中一貫教育等を今後どのようにしていくかということをもとめて考える事業を想定しておりますので、そうした形で町長、副町長、町部局とも相談しながら、確かなビジョンをつくっていききたいものと思ひます。

別なことですが、私は特別支援の専門としておりました。このごろ話題になっております、インクルーシブ教育という言い方があります。どの人も排除しない、共生社会を目指すという教育の方向性を示します。これはとても重要な思想性であり、目指すべき道と思ひます。本町においても行政を進めていく上でそうした考え方を踏まえつつ取り組んでいきたいものと思ひます。また、仕事の仕方として、教育委員会として事務局として重要な情報を共有し、きちんと協議をして、そして確かな意志決定をして、それを実施し評価するということを明確に来年度以降取り組みたいものと思ひます。

皆さんがおっしゃるように、教育長の権限はそう高まっているわけではないんですけれども、責任は高まりました。何かあったら謝るのは私です。その辺は明確に、自分として誤らないようにしたいと思ひますけれども、そういう明確な責任があるということが示された法令となりました。それを踏まえて努力したいと思ひます。どうぞよろしくお願ひします。ありがとうございました。

(拍手)

○議長 (竹谷 勝君)

日程第5、第5号議案から第29号議案までを議題といたします。

これに対する各常任委員会及び特別委員会の報告を求めます。

総務建設水道常任委員会岩城重義委員長。

○総務建設水道常任委員会委員長（岩城重義君）

それでは、平成27年第1回定例会総務建設水道常任委員会の報告を行います。

日時は平成27年3月6日金曜日、午前9時30分より開会をいたしました。出席者は7名、私と川上副委員長、永谷委員、小寺委員、竹谷委員、福岡委員、高尾委員と、委員外出席といたしまして橋本副議長に出席いただきました。

それでは、平成27年第1回定例会付託案件について報告をいたします。

第1、第8号議案、豊能町土砂等による土地の埋め立て等の規制に関する条例制定の件でございます。提案説明の後、質疑に入り、主な質疑を紹介いたします。

まず、この条例に関する規則は現時点で示すことはできないのかとの問いに対しまして、規則は現在作成中であり、高さについても規則で定める予定ですとの答弁でございました。

さらに、崩壊のおそれがある場合の改善命令はどうするのかとの問いに対しまして、改善の方法も規則で定めることになっておりますが、すぐに改善命令ではなく、手順を踏んで行うことになりそうですとの答弁でございました。

次に、周辺住民の合意はどうなっているのかとの問いに対しまして、事前通知は必要ですが、同意までは求めていませんとの答弁でございました。

さらに、資力の判断はどうするのかとの問いに対しまして、資力の判断は自己資金もしくは融資証明書で行いますとの答弁で

ございました。

次に、施工業者と土地所有者の罰則等は妥当なものかとの問いに対しまして、崩落事故を考えますと軽いものと思われそうですが、地方自治法の規定もあり、関係機関と協議した結果でございますとの答弁でございました。

次に、この条例により町の責任が重くなったと考えられるが、町の体制で対応できるのかとの問いに対しまして、町としては大阪府と協議会の設置を予定しており、府の関係部署と協力して対応する予定ですとの答弁でございました。また、大阪府に人的支援を要請していますとの答弁でございました。

次に、所有者不明の場合はどうするのかとの問いに対しまして、現在まで不明及び架空のものは確認できていませんが、懸念される事例がある場合は宅建業者等に調査を依頼するものと考えていますとの答弁でございました。

次に、規制の主な内容はどの問いに対しまして、公的機関に関するもの、申請書類の内容、水質検査の基準、埋立の構造等を予定していますとの答弁でございました。

次に、土地所有者が死亡した場合どうなのかとの問いに対しまして、土地所有者に異動があった場合についても規則で定めていきたいと思っておりますとの答弁でございました。

質疑を終了し、討論に入り、討論なし。採決は挙手全員で可決されました。

第2、第9号議案、豊能町行政手続条例改正の件につき、提案説明の後、質疑に入り、第34条3項の何人ともいうのは、例えば中学生や外国の方も含まれるのかとの問いに対しまして、そのとおりでありますとの答弁でございました。

さらに、事例としてはどのようなものが

あるのかとの問いに対しまして、環境保全条例等が対象であると考えます。行政の指導内容に対して、指導を受けた者が申し立てをできるものであり、それについて拡充したものでありますとの答弁でございました。

また、大阪府と町の関係はどうなっているのかとの問いに対しまして、大阪府は府の条例に基づく指導であり、町は町の条例に基づく指導に対するものがそれぞれの対象となりますとの答弁でございました。

質疑を打ち切り、討論なし。採決は挙手全員で可決されました。

第3、第10号議案、豊能町一般職の職員の給与に関する条例改正の件。

提案説明の後、質疑に入り、大阪府や国との人事交流は他の市町村も行っていると思われるが、どうしているのかとの問いに対しまして、本町では現在まで町の条例としての位置づけがなかったため、改正するものでありますとの答弁でございました。

また、府の場合の給与は既に決まっているのではないのかとの問いに対しましては、大阪府については町と協議していますとの答弁でございました。

さらに、町長の裁量権があるので給与は上げられるということかとの問いに対しまして、金額を上げるのではなく、金額そのものは大阪府が決めていきますとの答弁でございました。

次に、町が給与カットを行っている場合に、町に来られる府の職員の給与はどうするのかとの問いに対しましては、大阪府のときと同じ年間給与を下回らないよう、給与条例に当てはめていきますとの答弁でございました。

討論はなし、採決は挙手全員で可決されました。

第4、第11号議案、職員の管理職手当

に関する条例改正の件に入りました。

提案説明の後、質疑に入り、新たに減額するのではなく、これまでの継続ではないのかとの問いに対しまして、該当する期間が終了するので、さらに必要があるため、継続するものでありますとの答弁でございました。

第6項と第7項の関係はどうなっているのかとの問いに対しまして、第6項と第7項の両方を適用される場合がありますとの答弁でございました。

討論に入り、討論なし。採決は挙手全員で可決されました。

次に、第12号議案、職員の退職手当に関する条例改正の件でございます。提案説明の後、質疑に入り、早期退職制度の年齢が45歳になったことにより、優秀な人材が流出することにならないのかとの問いに対しまして、可能性としてはありますが、本人の生活設計や考え方もありますので、やむを得ないと思いますとの答弁でございました。

さらに、今後の影響をどのように考えているのかとの問いに対しましては、退職者がふえた場合は新規採用等により適切に対応しますとの答弁でございました。

次に、年代別の職員数を見ると30代の職員が非常に少ないと思うが、これで組織としてよいのか、また、中途採用はしないのかとの問いに対しまして、アンバランスであることは認識していますので、途中採用も考えていきたいと思っています。例えば社会人枠の採用について検討もしていますとの答弁でございました。

次に、早期退職者は再任用制度の対象となるのかとの問いに対しましては、定年退職者のみが再任用制度の対象ですとの答弁でございました。

質疑を打ち切り、討論に入りまして、討

論なし。採決は挙手多数で可決されました。

次に、第17号議案、平成26年度豊能町一般会計補正予算の件（関係部分のみ）について、提案説明の後、質疑に入りました。

町有地の売却が不調に終わっているが、反省はしているのかとの問いに対しまして、価格設定や周知について反省はしていますので、今回は改良して実施をいたしますとの答弁でございました。

次に、非常用発電設備が入札不調に終わったが、仕様書は町職員が作成したのか、または委託したのかとの問いに対しましては、町職員が見積書を参考にして作成しましたが、電気関係の専門家がいなかったのが電源切りかえが含まれていませんでした。そのため、今回の補正予算で業務委託料を計上することになりましたとの答弁でございます。

次に、マイナンバーに関する経費は国が補助してくれるのかとの問いに対しまして、項目によって国の補助率が変わりますが、補助はありますとの答弁でございました。

さらに、クラウドは採用するのかとの問いに対しまして、必要であれば検討してまいりますとの答弁でございました。

討論なし。採決は挙手全員で可決されました。

第21号議案、平成26年度豊能町下水道事業特別会計補正予算の件に入り、提案説明の後、質疑なし、討論なしで、採決は挙手全員で可決されました。

閉会は12時ちょうどでございました。

以上で委員会報告を終わります。

○議長（竹谷 勝君）

次に、福祉教育消防常任委員会永並啓委員長。

○福祉教育消防常任委員会委員長（永並 啓君）

それでは、平成27年第1回定例会、福祉教育消防常任委員会の報告をさせていただきます。

開会、開催は平成27年3月9日、午前9時30分から開会いたしました。委員は全員出席でありました。

まず、第5号議案、豊能町子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める条例制定の件につきまして、質疑といたしまして、幼稚園や保育所へ入れる世帯に、より出産を促すようなビジョンは持って、これに取り組んでいるのか、あるいは近隣の町との競争力を十分持つもので、住民がふえる一助となるのかという質問に対し、子育て支援事業計画策定の際に実施したアンケートの中で、今の制度が全員が恩恵を受けられない、また、同時保育のみが適用されるのは不公平感がぬぐえないので、全体に反映される施策をとという御意見をいただいています。これを踏まえ、新制度に当たっては、共通の利用者負担の考え方を町が示さないといけないので、国の考え方に準じ、保護者に大きな変動が生じないように、バランスのとれた調整をしたいと考えています。2人目が無料から半額になったことで高くなった感じがいたしますが、総額では値下がりをしているということであります。

ほかに、今回の制度改正において、昨年度と同様にするというを早く示すことができなかった理由はという質問に対し、平成27年度の方針を町内部で相談する機会を逃していたのは率直な反省点です。保護者にとって先の見えない話はとても不安だと思います。保護者説明会では口頭で、今年度の保育料が大きく変わることがないと、ただし、それは条例の中で決定されていくからということを伝えてはいるところでありましてという答弁でありました。

ほかに、新制度のシミュレーションをしたときに、増になる人がふえたのか、それとも減になる人がふえたのかという質問に対し、現在の世帯でシミュレーションした分には、増になる方が75世帯、減になる方が104世帯ということでありました。今のところは減になる方のほうが多いということでありました。

ほかに、多子世帯について、幼稚園では第2子以降半額に対する経過措置がないということだが、なぜ保育所では経過措置をして幼稚園ではしないのか。答弁といたしまして、保育所保育料の設定額と、それから幼稚園保育料は1万円の設定をしていますが、その違いから負担感を考え、経過措置を保育所のほうには設けたという答弁でありました。

ほかに、影響を受けるのは保護者なので、保育所で経過措置を設けるなら幼稚園も同様にするのが平等の観点からも無難であったのではないかと。なぜその区別をしているのか、明確にしておかないと今後説明に困ると思うがという質問に対し、収入の多い家庭だと5万円や7万円になる保育料を半額にするということは1万円を5,000円にするのに比べると大きいと考えて、幼稚園では比較的金額が安いのでいいのではないかと考えたところでありました。また、幼稚園では半額となる対象範囲が小学校3年生まで広がることにより、保育所よりもサービスの幅が広がり、世帯数も高まったこと、これらをあわせて御理解いただきたいと思い判断したということでありました。

質疑を終結後、討論なし。採決の結果、挙手全員で可決されました。

続きまして、第6号議案、豊能町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定

める条例制定の件につきまして、制定の理由はわかるが、これを制定して何がどう変わるのかという質問に対し、内容は変わりありません。今まで厚生労働省令で決めていた基準が、一部改正された介護保険法によってこれからは市町村で決めるというところであり、という規定ですという答弁でありました。

討論なし。挙手全員で可決されました。

続きまして、第7号議案、豊能町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例制定の件につきまして、この条例は国の基準にのっとったものなのかという質問に対し、今回の条例制定は国の基準に従っています。地域の実情に応じて少しは変えてもよいとはなっていますが、豊能町の場合は生活圏域や人口、地形などを考えると新たに定め直す必要はないとの判断で、今回、国の基準どおりに条例制定をさせていただきましたという答弁でありました。

ほかに、保健師や介護士を何人置くという基準を国が定める基準で、町は将来的にやっつけていけるのかという質問に対し、今回は第6期の介護保険計画に基づいていますが、その中では国が示した基準の範囲内で可能と考えている。しかし、第7期、第8期の介護保険計画を策定する時期には高齢者人口が急激にふえていきますので、職員体制の充実を図らなければいけないと思いますという答弁でありました。

ほかに、この条例制定を機にどういうことに取り組もうと考えているのかという質問に対し、新年度から地域包括ケアシステム構築に向けて事業展開します。在宅医療と介護の推進、認知症施策の推進、地域ケア会議の推進、生活支援サービスの体制整備の四つですという答弁でありました。

ほかに、地域包括ケア会議について、1

カ所だけ自治会と会合をもたれたと聞いたが、その後の進展はという質問に対し、現在はときわ台地区で開催させていただいた地域ケア会議ですが、新年度からは各自治会を回って、高齢者の現状や10年後の姿などを説明し、地域の方に危機感を持っていただくよう、できるだけ早い時期に地域に入って取り組んでいきたいと考えていますという答弁でありました。

討論なし。挙手全員で可決されました。

続きまして、第13号議案、豊能町立認定こども園条例改正の件につきまして、質疑といたしまして、第2条、こども園の利用定員は教育委員会規則で定めるとなっていますが、これはホームページで調べても出てこなかったが、正式名称なのかという質問に対し、これは規則の種類のことを書いておりまして、教育委員会が定める規則を教育委員会規則と呼んでいますという答弁でありました。

ほかに、認定こども園を変えることによって国からの補助金が減り、運営ができなくなるので認定を外すという事例があった。豊能町においてどういう影響があるのかという質問に対し、質問の内容は民営の場合だと考えています。施設給付費として民営の場合だと公費から給付されますが、その基準となる公定価格、これが現在、園が経営している実際の負担額と規模が大きくなるほど離れて、採算が合わなくなってくるという声があります。公立の場合は保護者からいただく保育料プラスほかの経費は地方交付税で減額措置されているわけではありませんが、幾分かは財源が入ってくるという答弁でありました。

討論なし。挙手全員で可決されました。

続きまして、第14号議案、豊能町乳幼児等の医療費の助成に関する条例等改正の件につきまして、なぜ18歳にしたのか、

また、なぜ所得制限を取り払おうとしているのか、その理由はという質問に対し、全ての子育て層の方に定着し、安心して本町で過ごしていただきたいという意味から18歳に設定しました。そして、するからにはPR、豊能町はこれだけやっているということを示すことは大きいので、高校まで延ばすことでアピールできると考えているという答弁、そして所得制限についても、子育て層の方全てにとということで、人口をふやすために多くの方に来ていただく、そのために所得制限を外しましたという答弁でありました。

ほかに、今これをして町が弱体化したとする、その後どうするのか、無謀としか言いようがないがという質問に対し、町が高齢化する中、子育て世帯に入っただき、人口をふやすような施策をしないといけません。高校生まで広げることは、規模の大きい他都市ではしんどいですが、少子高齢化している豊能町においては負担もそれほどないため、できる施策だと思っていますという答弁でありました。

ほかに、義務教育が終わる15歳というのが福祉の観点からも適当ではないか。また、所得制限を取っ払うというのは本当に福祉なのかという質問に対し、今回は福祉的施策というよりは町の人口をふやさないといけないということから、所得制限を外して多くの方に幅広く豊能町に来ていただくことが大事だと思っていますという答弁でありました。

ほかに、この改正は非常に危ない施策です。保険という見方をした場合、これを魅力に人を呼ぶことは逆選択をさせていることにつながっていきます。助成を受けるために15歳から18歳で通院療養中の人がいっぱい引越してきたら税収がふえるところではない。豊能町の未来に発展するこ

とに対して特化して予算を使うべきではないかという質問に対し、皆さんが少しの額で何かあったときのために保険に入られるのと同じように思っています。この町ではどういう所得層の方でも安心して子育てができるという、その安心を与えていると認識していますという答弁でありました。

ほかに、この助成施策によって子育て世代を呼ぶと言ったが、これが必要だと思う人を呼ぶのではないかと、そういうことに陥っている。医療負担が大きい人たちが来るリスクが非常に高い。ニーズのない人たちはこの施策に魅力を感じないから豊能町にはわざわざ来ない。町の負担とリスクがふえることになるが、どうお考えかという質問に対し、リスクがないとは言いませんが、助成施策は大事だと思っています。子どもの病気を治すために通院している保護者に対して助成を行うことは一定の効果があると思っていますという答弁でありました。

ほかに、どんな施策にもリスクはあります。この施策をすることでどれくらいリスクを見た上でどれくらいの定住化を想定しているから、例えば人口増加につながるというような分析はされているのかということに関して、リスクとリターンの分析については、綿密な数字を上げてというところまではできていません。多くの方に豊能町を知っていただき、来ていただく可能性という意味で、一定のリスクはあってもそれにまさるメリットがあるのではないかと考えていますという答弁でありました。

ほかに、近隣だと能勢町が最初に中学生まで助成を拡大された。そのときの数年の人口推計なりを調べられたかという質問に対し、能勢町について施策を打った後がどうだったかというところまでは調べておりませんという答弁でありました。

ほかに、医療費が無料になっても出てい

く住民を引きとめることはできないと思う。一方で能勢電車の通学定期代が高いことで出ていく住民がいる。施策が違うのではないかという質問に対し、交通費助成も考え得ることで、公平にするのは難しく、また、多額な費用が必要になります。それよりは子育て層にアピールできる施策としてこの助成制度を考えましたという答弁でありました。

ほかに、ゼロ歳で医療証を渡し、18歳までノーチェックになるのかという質問に対し、今回の所得制限の撤廃により、前年度の所得を毎年見ることがなくなりますので、1枚医療証を発行すれば18歳までチェックしないということになります。

続きまして、この質問に関して、ノーチェックですと行くのは非常にリスクがある。悪用するケースなどを防げないのではないかという質問に対し、医療証にはコード番号があり、そこにはもともとの保険証番号が要ります。ですからこの医療証だけを持って病院へ行っても受けることはできません。健康保険証と医療証の両方を持っていく必要があり、その際に医療機関のほうで一定のチェックが入ると思いますという答弁でありました。

ほかに、18歳未満で乳幼児等に該当する方が家庭を持った場合、その取り扱いはどうのように担保されているのか。答弁といたしまして、全国でもいろいろな例がありますが、豊能町では、住民であれば全てありにしようと考えているという答弁でありました。

ほかに、先行された自治体にどのような影響が出ているかというリサーチはしていないのかという質問に対し、数字まではリサーチしていません。今現在は18歳助成に関して豊能町が1番ですが、来年には寝屋川市がするというような話が出ています。

結局は近隣が次々と追いかけてくるのではないかと考えているという答弁でありました。

ほかに、財政的な問題を考え、例えば所得制限を設けるとか、自己負担額を1回1,000円にするとか考えられなかったのかという質問に対し、所得制限を設けることで誰でもというのが薄れてきます。まずは子育て層であれば誰でもというのが一番大きいと思っており、また、試算した所得制限有無の差額で300万円ということでも総合的に判断し、所得制限を撤廃した形で提案させていただきましたという答弁でありました。

またほかに、医療のセーフティネットという考え方でいくなら、やはり所得制限はありでもいいと思うが、町長のお考えはという質問に対し、今回の18歳までの拡充、所得制限撤廃はセーフティネットというよりは、いかに多くの方に安心して子育てしていただく、豊能町に来ていただくということがメインとなるという答弁でありました。

ほかに、この施策をもって何人住民をふやす、あるいは流出を抑えるつもりなのか、具体的な数値目標はあるのかという質問に対し、数値目標はなかなかお示しできませんが、多くの企業などを回って豊能町をPRしたいと考えていますという答弁でありました。

ほかに、現在の下降する人口のパーセンテージに対してどのくらいの歯どめをかけたいのかという質問に対し、数字でこれだけと申し上げるのは難しいですが、加速度的な人口減少を何とかしたい、とまらなかつたとしても、その曲線を緩和したいという思いです。豊能町の特徴ある教育、一定の数の中で生まれてくるものもある教育、その数をきちっと確保していきたいと思っ

ているという答弁でありました。

質疑を終結後、井川委員のほうから発議があり、井川委員、管野委員の修正案が出されました。そして引き続き、橋本委員発議により橋本委員から修正案が提出されました。

井川委員、管野委員からの修正案の内容は、原案は町の財政負担が大き過ぎるということで、年齢を満15歳に引き下げるとともに、所得制限をかけるという内容の修正案です。

橋本委員の修正案については、同じく町の財政負担が大き過ぎるという理由で、年齢は満18歳のままですが、単に所得制限をかけるという内容の修正案が提出されました。

そして修正案に対する質疑が行われましたが、これに対する質疑はありませんでした。

そして討論について、討論が行われました。行いました。まず、討論としまして、原案は無謀としか言いようがない。サービスの拡大は慎重にしていきたい。これからの町を考えるとこの条例案では賛成することができないので、井川委員、管野委員の修正案に賛成するという討論が一つありました。

ほかに、逆選択となる原案には反対だが、常識を越えた施策を、今、豊能町ではとらないといけない。ここは町長の提案を受け入れたいと思うが、所得制限は最低限かけるべきということで橋本委員の修正案に賛成するという討論がありました。

ほかに、提案された施策で子育て世代を呼べるとは思えず、出ていく人とめられるとも思わない。リスクを考え、義務教育の15歳までにすべきと要望する。そしてこの影響額1,018万3,000円は他の施策に使うべきとして、井川委員、管野委員

の修正案に賛成しますという討論がありました。

ほかに、相当時間を費やして審査したことを行政も重く受けとめていただきたい。福祉のセーフティネットや財政支出の観点から考えると、最低限所得制限はかけるべきということで、橋本委員の修正案に賛成するという討論がありました。

そしてほかに、今回の予算は住民と協働で一丸となってやる気と知恵を出し、危機感を持って対応していただくようお願いし、原案に対する賛成討論としますという討論がありました。

そして採決の結果、まず井川委員、管野委員から出された修正案に対して、挙手少数で否決されました。続きまして、橋本委員から提出されました修正案について、可否同数になりましたので、私、委員長の判断により、賛成により、修正案が可決されました。そして修正議決を除く原案についても可否同数になりましたので、委員長の賛成により修正案を除く原案が可決されました。

(発言する者あり)

○福祉教育消防常任委員会委員長（永並 啓君）

修正案を除く原案は可否同数ですよ。そうですね。

済みません。

続きまして、第15号議案、豊能町介護保険条例改正の件につきまして、平均で月額900円上がることだが、平成27年から平成29年には要支援1・2がここから外れるということかという質問に対し、予算としては平成26年度とほぼ同じ金額を組んでいますので、この平成27年、28年度にどうこうということではありませんという答弁でありました。

ほかに、2025年度には8,200円と

いう最悪なシナリオもいただいているが、本当にこのままで大丈夫なのかという質問に対し、現在の高齢者の人口の数字を単純に入れると、国のほうは8,200円になると言っています。豊能町では9,000円を超える数字が現在の推計で出ています。豊能町は65歳から67歳の人口が他市町村と比べてかなり突出していることを踏まえ、今回20%ほど上げさせていただきました。今、1億4,000万円ほどある基金を入れればこの上昇率をもう少し安くはすることができますが、あえて入れずためることで、ピークとなる15年後ごろに9,000円などにならないように考えていますという答弁でありました。

討論なし。採決の結果、挙手全員で可決されました。

続きまして、第16号議案、大阪府豊能地区教職員人事協議会規約の変更に関する協議について、質問といたしまして、教育長がそのまま残った場合はとあるが、全て新しい教育長制度になるのか。今の3市2町の中での方向性はどうという質問に対し、現在のところ豊中市が変わる予定と聞いていますという答弁でありました。

ほかに、今、豊能町と豊中市以外は従来どおりのままということかという質問に対し、会長を選任する場合は豊中市と豊能町が新教育長が候補となり、よその、ほかの2市1町は教育委員長が会長の候補者ということになるという答弁でありました。

討論なし。挙手全員で可決されました。

続きまして、第17号議案、平成26年度豊能町一般会計補正予算の件（関係部分のみ）につきまして、地域福祉推進事業で、社会福祉協議会の地域活動計画が見送りになった理由は業者が見つからなかったということであるが、その理由はどういう質問に対し、平成26年度は介護保険や子育て関

係の計画が多々ありまして、コンサルタントや業者の絶対数が不足し、どこも手がいっぱい今年度の契約は難しいと判断し、翌年度に繰り越させていただきますという答弁でありました。

ほかに、計画そのものの重みや必要性、これが1年おくれること自体が問題ではないのか。是が非でもつukらないといけないのなら手法を考え努力をすべきと思うがという質問に対し、取りかかりが遅かったことは反省しています。また、計画がおくれたことも十分受けとめて、早急に進めたいと考えていますという答弁でありました。

ほかに、福祉関係の計画は町外の人にはなかなかわからない。業者に委託しても決まり切ったことしかアンケートをとらないと思う。住民の声を含めてどういうアンケート内容をとっていけばよいか検討すべきではという質問に対し、御指摘のとおりだと思いますので、アンケートのとり方、計画の進め方を話し合って進めていきたいと思っておりますという答弁でありました。

ほかに、防犯灯事務事業で、LED化が一部未実施との話だったが、全体的にはどれくらい終わっているのかという質問に対し、当初予算段階では2,750灯を予定していましたが、現在、2,804灯の施工が終わっています。一部自治会から、まだできていないところがあると聞いていますが、あと30灯ほどで全て終わると見込んでおり、この4月、5月で完了すると考えていますという答弁でした。

討論なし。採決の結果、挙手全員で可決されました。

続きまして、第18号議案、平成26年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算の件につきましては、質疑・討論なし。挙手全員で可決されました。

続きまして、第19号議案、平成26年

度豊能町後期高齢者医療特別会計補正予算の件につきまして、質疑・討論なし。採決の結果、挙手全員で可決されました。

最後に、第20号議案、平成26年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算の件につきましても、質疑・討論なし。挙手全員で可決されました。

午後5時20分に閉会となりました。

以上で報告を終わります。

○議長（竹谷 勝君）

次に、予算特別委員会、福岡邦彬委員長。

○予算特別委員会委員長（福岡邦彬君）

予算特別委員長の福岡でございます。

3月11日、12日、2日間にわたった予算特別委員会の報告を行いたいと思いません。

出席者は、永並副委員長、野村委員、菅野委員、永谷委員、西岡委員、委員外出席として、竹谷議長、橋本副議長に参加していただきました。

初めに、第22号議案、平成27年度豊能町一般会計予算について、本來說明するところなんですが、非常に、2日間もわたりまして時間がかかりましたので、第23号議案から第29号議案まで説明させていただきます。

第23号議案、平成27年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定予算。

質疑・討論なし。挙手全員で可決されました。

第24号議案、平成27年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定予算の件については、診療所の民営化について検討していると思うが、現在の状況はとの質問に、平成29年度から民営化等を踏まえて予定しておりますが、現時点では複数の医療機関に若干話はしていますが、決定するまでにはまだ時間があるため、慎重に進めています。

討論なし。挙手全員で可決されました。

第25号議案、平成27年度豊能町後期高齢者医療特別会計予算。

質疑・討論なしで、挙手全員で可決されました。

第26号議案、平成27年度豊能町介護保険特別会計事業勘定予算の件については、質問がありましたが、省略して、討論なし。採決、挙手全員で可決されました。

第27号議案、平成27年度豊能町下水道事業特別会計予算。

質疑は、老朽管渠を補修する場所は具体的に決まっているのかとの問いに、ときわ台2丁目付近の予定ですとのことで、討論なし。採決、挙手全員で可決されました。

第28号議案、平成27年度豊能町生活排水処理事業特別会計予算については、質疑・討論なしで、挙手全員で可決されました。

第29号議案、平成27年度豊能町水道事業会計予算については、委員から、いわゆる質疑ではなしに、無形固定資産の減価償却の方法が記載されているのはなぜか。あるいは施設利用権、10年から15年と記載されているが具体的に何かというような問いに対して、水道営業課長から答えがありまして、これも省略させていただきます。

討論なし。採決、挙手全員で可決されました。

次に、先ほど申しましたように、第22号議案、平成27年度豊能町一般会計予算について質疑の模様を説明させていただきます。

マイナンバーにおける取り組みについて、ほかの基礎自治体と一緒にやろうという動きがあるが、町村会でクラウド化する話があるが、町に反映させる考えはあるのかとのことに対して、まずは勉強し、実態をつ

かむことが大事です。私どもの町から事務局にお話しさせてもらって、昨年、これからの電子自治体の取り組みということで総務省の人に説明に来ていただき、全首長が勉強しましたということでした。

次に、住マイル助成についてですが、1件30万円掛ける10件で子育て世代を呼び込めると思っているのかとの問いに、一緒に住マイルだけで呼び込めるものではなく、町全体で乳幼児等医療費助成制度、教育委員会のファミリーサポート制度などいろいろな施策が相まって豊能町に子育て世代を呼び込める総合的な施策があつて、そのうちのひとつと考えています。

住マイル助成は平成26年度でもやったが、その反省点を踏まえたのか。回答は、定住促進には一定つながったものの、転入促進の効果はなかったことは反省点です。

次に、この住マイル助成はいつから始める予定なのか。条件としては5月1日以降に転入または転入予定の方を対象にさせていただきます。

それと、それやったら、子どもが4月1日に学校が始まるのに間に合っていないかという質問に対して、今のところは5月1日を予定していますとのことでした。

地域公共交通促進事業について、リレー便が運行するとのことだが、これをやる前に、どのぐらい乗るかというような調査はしたかという問いに対して、リレー便運行に当たっては、具体的な乗降調査は行っていません。

なぜか。地域公共交通での東西線の利用に対する評価などを勘案し、決めさせていただきましたとの答えでした。

次に、このリレー便について住民に先に情報をなぜ伝えなかったのか。チラシが入るまで東西バスが廃止になるとは誰も知らなかった。いきなり廃止することについて

住民に準備と説明を丁寧にする必要があると思います。との問いに、地域公共交通基本構想については昨年の3月に住民にお知らせしたつもりで、突然知らされたという認識は持っていませんというようなお答えでした。さらに、住民の声が全く入っていない、無視してきたというものもないという認識ですとの答えでした。

1億3,200万円の予算で吉川支所の管理事業についてどのような位置づけかという、改修をするのはどのような位置づけの予算かということに対して、支所は建てられてから40年が経過し、雨漏りや空調の問題がたくさんありますので、改修し、住民サービスの徹底に努めたいと思いますとのことでした。

この改修は暫定的なものか長期的なものかとの問いに、支所の耐震性は十分大丈夫でしたが、今、手を入れることで建物の機能を100%回復するという、あわせてバリアフリー化を進めるということで今回改修をお願いしているところだそうですとのことでした。

次に、子どもを犯罪から守る地域防犯活動について、PTAに物品をどうのこうのという話があったが、具体的な話はとの問いに、子どもを犯罪から守るための防犯物品を購入される際に補助金を交付します。防犯物品、例えば防犯ベスト、ハンドマイク、のぼり等の補助を行うものですとの答えでした。

次に、地域公共交通基本構想について、以前、議会では前倒しで早めるよう付帯決議をつけ可決している。現在その進捗状況はとの問いに、議会の付帯決議をいただき、ときわ台のバリアフリー、北大阪ネオポリス線等のバスの再編成等、できるものからやっていますとこれまでお答えしました。進捗ですが、なかなか一気に進むものでは

なく、今年中にでき上がる基本構想を受けて5月ごろに国に対して平成28年度予算の要望で手を挙げ、平成28年度に立地適正化計画を策定、平成29年度に実地計画という形になろうと思います。今のところ議会にお示しした基本構想どおりのスケジュールで進んでいますとの回答でした。

それに対して、それは当初の計画ではないか。ほとんどの議員が賛成した付帯決議があり、それを受けてどう進捗されたのか、こうした動きを知りたいとのことでした。それについて町の意向としては、当初の予定どおり進めていきたい。つまり前倒しはしないということでした。

次に、議決するけどどうこうという試みすらしてない。その試みを、何をやったかを知りたい。付帯決議を重く受けとめたいなら何か行動という形で見えてくるのではないか。何をされたんですかということに対して、一つは補助金上の問題があります。大阪府に問い合わせしましたが、難しいという答えをいただきました。もう一つは鉄道事業者や駅前周辺部の地権者との協議の中でどのように進めていくのか、我々は早目の方向でお願いはしましたが、少し時間をかけて取り組んでいくという方向性になり、御指摘の早めることについてはできませんでしたということでした。

次に、豊能町の全体の箱物、教育施設、福祉施設いろいろあるが、今後のビジョンについて何かあるのかとの問いに、本町においては全ての公共施設についてどうするかという計画は練ってまいりたいと思いますとのことでした。

吉川幼稚園を解体して駐車場にし、今後使う予定というのが暫定的なものか、継続して駐車場にするのかとの問いに対して、今のところ吉川幼稚園は耐震性がないので使えない。解体する以外ないという判断を

持っている。解体後に使う予定がないので駐車場にしようということで、暫定的か恒久的かという質問でしたら、暫定的という答えになるかと思えますとの答えでした。

その駐車場は有料化するというのでよいのか。答えは、財政健全化推進プランにお示ししておりますように、今後つくる駐車場は有料化の予定です。

西地区の駐車場を一気に有料化するというのでよいのかとの問いに、西公民館駐車場と総合駐車場、それと旧吉川幼稚園跡地の駐車場、この三つについては有料化する計画ですとの答えでした。

その中で、今、町長の頭の中に吉川幼稚園跡地をどう活用すればいいかということについて何かビジョンはないのかということに対して、これから検討課題です。お話しできるような状況ではありませんとの答えでした。

この駐車場について、近隣にオアシスがあると。オアシスは無料で車をとめられる。その辺、調整や話し合いは進んでいるのか。また、路上駐車について警察とも話し合いをしているのか。今後、話し合いをしてみたい。今のところ話はしていませんとの答えでした。

財政再建化推進プランで、ごみのことは3月議会の途中での理由がごみ有料化について変更になっているが、この件についていつ決まったのかとの問いに対して、自主運営がうまくいかなかったら廃止という基本路線は今も変わっていませんが、現在は内部で検討している状況で、まだ結論には至ってません。したがって平成27年度は例年同様に予算を計上し、お時間をいただくと、その間状況がかたまれば議員の方々に説明し方向をお知らせしたいと思えますとの答えでした。

この1年で結論を出すということについて

のか。平成27年度中には一定の結論を得たいと考えていますが、一定お知らせできる状況になればお知らせしたいと考えています。こんにやく問答でんな、これ。

豊寿荘の風呂について、水位が1日半減するほど水漏れが発生しているのに、今でも使っている。今回予算化されているが、今後どうするつもりか。アンケートや説明会などの実施によって利用者の声を聞きながら今後どうしていったらよいかを検討したいと思えます。

今回の予算には平成26年度と同じように光熱費と水道代が計上されているがとの答えに、答えは、平成26年度もほぼ同じ予算で計上しているとの答えでした。

お湯が漏れているのにもったいないが、それでもそのまま使い続けるのか。今後はお風呂を改修するのかとのことで、現状を考えると女性用の浴室に使用して、交代などをしながらお風呂のサービスは続けていきたいと思っていますとの答えでした。

次に、民生費、児童福祉費、衛生費、清掃費に移ります。

成人健康増進事業について、住民健康診断の現状の受診率はどのくらいかとの問いに、平成25年度の実績ですが、肺がん検診9.4%、胃がん検診11.5%、大腸がん検診13.8%、子宮がん検診20.5%、乳がん検診22.6%、成人歯科検診14%ということでした。

対象人員と受診者率は出ているのかとの問いに、手元に数値がありませんということでした。

次に、健康づくりの推進事業について、ウェルネス・ウオーキングの目的、効果、事業概要が書かれているが、20万円の予算は何に使うのかについては、消耗品やのぼりの旗、あとは参加回数の多い人に出す記念品のようなものを予算計上しています

とのことでした。

このウェルネス・ウォーキングの対象年齢は、実は若者向けであると聞いた。当初の目標であった若者世代はどのぐらいパーセンテージで参加されているのか。今まで登録された方々の年齢層を見ますと65歳を超えた方が多いです。そして40、50の方が数名程度という状況ですとのことでした。

では目的を修正されてはどうかとの答えで、たくさん歩くことにより御自身も健康になっていただくことが目的ですので、これを進めてまいりたいとのことでした。

このウォーキングは水曜ウォークという事業が既にある。20年間も培った団体に対して挑戦するののかとの問いに、私は同じ場所、同じ時間に出ることでより定着させていきたいと思っています。過去何回か水曜日と重なったので一緒にさせていただきましたが、人数を取り合うつもりは全くなく、ウォーキングに参加された多くの方々に健康を維持していただければいいなと思っていますとのことでした。

その他、この問題について行政は常々協働といっているがとの問いに、より多くの方に歩く機会を設けたいということで今回させていただきました。ウェルネス・ウォーキングでも住民さんと協働しながらコース設定などをやっているところですとの答えに、そういうことは聞いていない。既存の団体にアドバイスをもらうとか、そちらに全て任すということができないのか。町長が言われる協働のあり方とはとのことに、立ち上げに当たって水曜ウォークからアドバイスをいただいて進めています。より多くの回数、機会を設けたいということで、今回させていただきます。

本当に水曜ウォークからアドバイスをもらっているのかに対して、毎月25日にウ

ォーキングをするに当たり、大先輩なる水曜ウォークの代表者にもお話ししました。本来なら水曜に重ならないように配慮すべきで、挑戦しているのでは、ともに水曜ウォークのほうから言われました。町としては町がやることできっかけづくりになると思い、このようにさせていただいている。水曜ウォークとも問題点を十分調整の上、進めたいということでした。

今後ずっと職員がついて事業を続けるというのは難しいと思います。ウォーキングが地域全体に広がって自主的な組織が立ち上がっていくような仕組みに変えられたらいいなと思っています、でした。

これについてもう1件。行政がすべきことは、民間がやるべきこととのすみ分けをきちんとやるべきだ。民間がやっているところに行政が予算をつけて同じことをする必要は全くなく、むしろ民間を応援する本来の行政すべきと考えるがいかなものか。答えは、よりたくさんの方にウォーキングに参加していただきたいという趣旨から開催させていただきましたが、やはり今の委員のことについてはおっしゃることは大事だと考えておりますということでした。

次に、ごみ処理基本計画策定事業について。

ごみの有料化というのが記載されているがとのことで、ごみ処理基本計画は法定計画として策定指針が出ています。その指針にのっとり有料化を含め、どういう形になるかは審議会に係る部分だと思いますとの答えでした。

ごみの有料化について、町長は数値目標が達成できなければと財政健全化推進プランの中で言っているが、それとリンクしないと答弁されているので確認したい。私としては有料化の話は一旦白紙に戻していただきたいと思いますがという委員の問いに、

ごみの有料化については、これまでごみの削減量とリンクしてやっていますが、昨年度と比較してごみの量は減っていません。また審議会の中からもごみを有料化すべきという御意見をいただいていることも踏まえ、財政健全化の一環として平成28年度からごみの有料化をやってまいりたいと思っていますとの答えでした。さらに、今回ごみの量とリンクをすることを外させていただき、受益者負担ということで示させていただきましたということも答弁がありました。

次に、街路樹管理事業について、街路樹の整備に5,151万円、かなりの金額が出ているが、この財政難の中で今後街路樹をどのような考えでいくのかということに対して、街路樹の予算で一番大きいウエートを占めるのは業務委託料です。街路樹と公園の樹木の剪定、公園の草刈りなどです。街路樹を撤去するのは幾らかかるのか、そこにかかる委託料をなくしたらどれぐらいのことでペイできるのかと試算したところ、15年かかるということだったので、財政とも相談し断念せざるを得なかったとの答えがありました。

次に消防です。

新名神インターができたときの対応はということで、開通が平成29年で、豊能町をはじめ高槻市、茨木市、池田市、箕面市の5市町村で連絡会を立ち上げました。この高速道路を地域としてどのように取り扱うか、またこれから開通までに協議し、どこの消防本部がどのような立場でどういう訓練をしながらやっていくかを協議していきたいというようなことでありました。

次に、高齢化する中で消防車の現状と今後の見通しはとの問いについて、本部は専任で1体、出張所は消防との乗りかえで1体運用しています。予備車両1台について

は3回目の救急要請があれば特命出場しております。救命出場の約60%が高齢者で、平成26年度の実績では人口の減少とともに出場回数が減っています。今後高齢化に伴い回数がふえても、今のところ2体運用プラス特命運用でいけると考えていますとのことでした。

次に教育費。

他市町にない魅力ある教育施設は何ですかということに対して、教育委員会が重点的に進めている施策は、特別なことではなくて、一人一人の子どもたちが学んで充実感を持って意欲向上、わかりやすい授業に力を入れています。もう一つが心の育成です。特別に自慢できるものはありませんが、子どもたちを見たときに前向きに取り組む姿勢は誇りに思えると思っています。実に立派なお答えでした。

次に、幼稚園に若い先生がいないことで、今後の取り組みはどうですかとのことです。幼保に関しては子どもが減少する中でここ10何年新規採用はありません。現在の職員で若い世代に負けないように研究を重ねてやっていきたいと思っていますとの答えでした。

次に、幼稚園の職員の採用は考えられないのかということに対して、子どもが減っている中で退職に伴う採用は考えてまいりますが、増員することは難しいという状況ですとのことでした。

さらに小学校の管理事業で、校長が草刈りをしていたり、側溝が詰まっていたりなかなか改善されていけませんので、何とかしてもらえませんかとの答えで、シルバーの巡回整備がありますので、その中で考えていきたいと思っていますとのことでした。

さらに、小学校の体育館のつり天井を撤去した場合、照明はLED化しますかとのことに対して、既存の水銀灯を再利用しま

すとのことでした。

次に、小学校給食について、給食を民間委託することによって味はどう保たれますかとの問いに対して、メニューは町の栄養士が作成しますので、つくる人が変わっただけです、味は一切変わりませんとの答えでした。

次に、中学校の情報機材ですが、中学校のパソコンをどのように替えるのかということに対して、平成25年から3年計画に基づいて実施している。以前の更新時期は東能勢中学校は平成29年、吉川中学校は平成16年です。台数は東能勢中学校が37台、吉川中学校が42台ですとのことでした。

次に、図書館。図書館を民間委託する予定ですがその進捗状況は。答え、財政健全化推進プランで指定管理することになっています。現在、関係会社から見積もりをとって検討しておりますが、人件費に関しては余り効果がないと思っております。今後図書館協議会で指定管理を行っている市町村の情報を入手しながら、メリット・デメリットを議論していきたいとのことでした。

図書館の図書購入費については非常に少なくなっているが、タブレット等の普及により電子書籍に対する電子機器の導入を考へてはどうかとの問いに対して、現在のところ電子サービスに手を広げることには考へていませんとのことでした。

次にユーベルホール。町はユーベルホールを住民の付託に応じてどうしたいんですか。答え、ユーベルホールは町の文化のシンボルとしたい。当面は使用に差し支えないように最小の補修等にとどめ、来るべき大修理に備えたいとのことでした。

次に、平成22年にさかのぼって、財政再建計画の中で、ユーベルホールの自主事業についてどうなっているかとの問いに対

して、財政再建計画のときは自主事業については事業再編して歳入であるチケットの売り上げの範囲内で事業を行うという方針でやっておりました。このたびの財政健全化推進プランでは自主事業を復活するという方針に転換がありましたとの答えでした。

ここでこの問題を巡って若干中断しましたが、割愛します。

文化財保護について、郷土資料館の屋根の修理をしてきましたが、今後の郷土資料館のあり方についてどう考えているかとのことに対して、屋根の改修修理については、検査はまだですが工事は既に完了しています。今後のあり方については移転先を含めて検討していますとのことでした。

以上で歳出の質疑が終わりまして、歳入についていきました。

税金の滞納者の対応について、福祉と連携するよう対応されているのかとのこと、最近独居の方と連絡がつかない方がふえてきております。払わないのではなく、御存じなく払えていない人がふえてきていますのが現状です。これについて包括支援センターや福祉関係と連携をとって対処していきたいとのことでした。

それ以降、町から非常に財政が緊迫して税金が減っている。特に地方交付税も踏まえて4,200万円も減っているというようなことで説明がありました。

財産収入の中で売却先が不調になった土地、この間、何でも売ってまうやつね。来年度も同じような形でやるのかということに対して、来年度もプロポーザル方式については同じような形でやらせていただきたいと思いますが、今年度不調に終わった要因の一つとしてPR不足があったのではないかという反省がありますので、町ホームページだけでなく、広く周知できる手法を考へていきたいと考へているとの答えがあ

りました。

そうして、3カ所を売却予定して、3カ所のそれぞれの価格はわかりますかということに対して、旧光風台消防団詰所が1,133万5,000円。新光風台3丁目消防団予定地が738万8,000円。新光風台1丁目の交番予定地が542万9,000円の予定価格としているということでした。

以上で歳入も終わり、予算特別委員会は3月12日午後5時2分に終了いたしました。

以上でございます。

(発言する者あり)

○予算特別委員会委員長(福岡邦彬君)

採決結果。失礼。一番初めに言えばよかったんですが、この予算委員会を通じて全部が挙手全員賛成でございました。で可決されました。

以上です。これでええんか。

○議長(竹谷 勝君)

この際、暫時休憩いたします。

再開は、午後3時55分といたします。

(午後3時43分 休憩)

(午後3時55分 再開)

○議長(竹谷 勝君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

審議がスムーズに行われるということと、委員会の意思の安定という原則がありますので、当該委員会所属の委員各位の質疑は差し控えていただきますようお願い申し上げます。

初めに、第5号議案から第21号議案までの17件及び委員会における第14号議案の修正案に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

小寺正人議員。

○8番(小寺正人君)

小寺です。

第14号議案についてお尋ねしたいと思います。

住民からこういう現状不満があると、今の制度では、それで何とかしてほしいということでもってまずこれを提案されてるのかどうか、一つ。

それから、福祉政策よりも人口増政策であるというのは間違いなことなのか。

それと、三つ目。

(発言する者あり)

○8番(小寺正人君)

そうですよ。

財政破綻に直面している豊能町。平成33年度にその基金が底をつくという説明があったはずですよ。将来にわたりその財源を確保する担保はとれているのかどうか、それが三つ目。

それから、これを何年続けるつもりですか。限定的なのか、ずっと続けるつもりなのか、これはどうなのか。これが四つ目。

もしこれを財政や何かの理由で改廃しないといけないという場合、これは混乱を招く種をまくということではないのかと、そういう議論はなかったのか。この五つお聞きしたいと思います。

○議長(竹谷 勝君)

答弁を求めます。

福祉教育消防常任委員会永並啓委員長。

○福祉教育消防常任委員会委員長(永並 啓君)

まず住民からの不満があった、要望があったということでは、そうではありません。多分報告の中で住民のアンケートってとったのは、それはまた別の議案かなと思うんですけど、この第14号議案に関しては要望があったということは特にありませんでした。PTAからの話は聞いたということです。

あとは、財政破綻の財政健全化プランとの兼ね合いかな、財源の確保ですけど、一応基本的に補助金、来年度に向かっては地方創生の補助金を活用するというのですが、その中で将来的にはまだ未確定ということなんでしょうけど、今後1年間をもって計画を立てて、その中で組んでいかれるものかなということだと思います。

あと、継続性は今説明したとおり、次の計画、1年かけてつくる計画の中で5年なり、最大で5年になるのかな、その中で組まれるものなのかなと考えております。

あと、それを縮小する際に混乱を招くのではないかということですが、そういった議論は、一部、一度福祉政策というものは実行するとやめるのが非常に困難になるという議論はありましたが、それのみであります。

あと抜けてるとこ何でしたっけ。

(発言する者あり)

○福祉教育消防常任委員会委員長（永並 啓君）

何年というのは、今説明したとおり、来年度から実施をしまして、多分その戦略会議という中の一つに組み込まれていくと思われしますので、その中においては最大で5年ぐらいなるのかなというふうには感じております。

○議長（竹谷 勝君）

小寺正人議員。

○8番（小寺正人君）

今、5年ぐらいかなということですけど、5年後に何か破綻するような、そこらでちょっとタイミングがいいかもしれないけれど、これを仮にどこかの市と合併すると、合併協議会の場にこれが持ち出たというときに、こんな施策は受けられないよとか、そういう混乱が起こる可能性もあるわけですよ、きっと。このような施策を受け入

れられないと。そして住民投票にかけたら賛成・反対の議論の一つになりかねないですよ、こういうことは。それをちょっと懸念しますねんけど。

これは町長の強い思いなんですかね。これは言い過ぎかもわからないけど、単なる町長の人気取り政策、そういう議論はなかったですかね。

○議長（竹谷 勝君）

答弁を求めます。

福祉教育消防常任委員会永並啓委員長。

○福祉教育消防常任委員会委員長（永並 啓君）

将来的な部分は、先ほど言いましたように委員から、縮小する際の混乱は、なかなか縮小しづらいので混乱があるんじゃないかという指摘はありましたけども、合併の際にこういうところまでの議論はできておりません。

もう1点の町長の熱い思いということですけども、提案理由には書いてませんでしたけども、福祉施策ではなく定住化ということをはたすら繰り返し答弁されてきたので、そういう思いは強いのかなというところではあります。

○議長（竹谷 勝君）

小寺正人議員。

○8番（小寺正人君）

そうすると福祉施策ではないと。これは人口増、誘引政策であると、こういうふう解釈したらいいわけですかね。

○議長（竹谷 勝君）

答弁を求めます。

福祉教育消防常任委員会永並啓委員長。

○福祉教育消防常任委員会委員長（永並 啓君）

提案理由にはそれは書いてないんですけども、町長による答弁では福祉施策というよりは定住化ということをはたすら言われ

ていましたので、若干そこは提案理由とはちょっと異なるところで、議員の皆さんにも誤解を与えるところではありますが、委員会の審査の中では若い世代をいかに呼び込むか、アピールして呼び込むかというところが強かったと思います。

○議長（竹谷 勝君）

ほかにございませんか。

高尾靖子議員。

○12番（高尾靖子君）

2点ほどお聞きいたします。

この18歳までということで所得制限を外すということなんですけれども、対象は何人で、そしてこの所得制限を受けることになるのとどれだけの人数の人が受けられなくなるのか、その点わかれば教えてください。

○議長（竹谷 勝君）

答弁を求めます。

福祉教育消防常任委員会永並啓委員長。

○福祉教育消防常任委員会委員長（永並 啓君）

所得制限あり・なしの差額というのは大体300万円ということで、ありにするとゼロ歳から6歳までの乳幼児対象者が昨年3月末現在で579人で、そのうち544人に医療証を交付しましたので35人の方が高額所得で基準オーバーとなるという答弁がありました。済みません、報告の中では抜け落ちておりました。

以上です。

○議長（竹谷 勝君）

高尾靖子議員。

○12番（高尾靖子君）

35人の受けられない、対象にならない方は、収入の段階としてはどれぐらいの収入になるのか、それはわかりですか。

○議長（竹谷 勝君）

答弁を求めます。

福祉教育消防常任委員会永並啓委員長。

○福祉教育消防常任委員会委員長（永並 啓君）

850万円以上かと思いますが、その議論はなかった、金額の議論は、受けられなかったという議論はなかったかと思います。

○議長（竹谷 勝君）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹谷 勝君）

ないようですので、次に第22号議案から第29号議案までの8件に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹谷 勝君）

質疑を終結いたします。

これより第5号議案から第29号議案及び第14号議案の修正案に対する討論を行います。

（発言する者あり）

○議長（竹谷 勝君）

第14号議案の修正案に対する討論を行います。

（発言する者あり）

○議長（竹谷 勝君）

繰り返しますね。これより第5号議案から第29号議案及び第14号議案の修正案に対する討論を行います。

井川佳子議員。

○5番（井川佳子君）

豊鳴クラブ、井川佳子でございます。

私、第14号議案、豊能町乳幼児等の医療費の助成に関する条例等改正の件について反対の立場で討論させていただきます。

今回上程されました第14号議案は、18歳を迎えて最初の年度末までの住民全てに医療助成を行うものでありまして、医療機関で負担する自己負担額、未就学児であれば2割、小学生以上は3割負担のうち5

00円を引いた額を助成するものであります。また、所得制限を撤廃し、高額所得の保護者の乳幼児等にも適用しようとするものであります。平成25年決算では就学前までの乳幼児にかかる入院・通院の医療費助成及び小学校6年生までの児童にかかる入院の医療費助成をすることで1,049万849円になっているのに対し、平成27年度予算では3,461万1,000円の予算が計上されており、3倍の事業費となっております。18歳までの通院・入院医療費助成は大阪府下でもほかに例はなく、突出した行政サービスとなることでしょう。豊能町は職員の給与を削り、また基金を5億6,000万円も繰り入れた予算となっております。ユーベルホール、シーツスの運営も基金を取り崩して行っておるのが現状で、豊能町財政規模では無理があるように思えてなりません。一度始めてしまったサービスはなかなか閉じることは困難です。長期入院の場合も制限なく助成するというのでしょうか。ここで無理なサービスを始めることで町の財政破綻する日がより早められるという危惧をしてやみません。特定財源があるうち、そのあとも町は続きます。私はこの町の将来を見据えて、議員諸氏の御理解を求め、私の反対討論とさせていただきます。

(発言する者あり)

○議長(竹谷 勝君)

小寺正人議員。

○8番(小寺正人君)

小寺です。個人的に反対いたします。

第14号議案に反対の討論をいたします。

現時点で、特にこの条例を通す必要性のある事例は見当たらない。また、将来的に見てもその必要性が差し迫っているとも思えない。こういう福祉政策というよりは人口増、誘引施策ということですから、

もっとほかの方法でやるべきであると私は考えます。今の豊能町の、財政破綻に直面している豊能町にとって、この施策を将来持続させるということは非常に困難であると考えています。安定的に充てる財源も乏しく、将来改廃の可能性も高く、そのときに豊能町に混乱を引き起こす可能性が非常に高いと考えています。単なる町長の人気取り政策を続けるということであってはならないと、このように考えています。そもそも地域福祉は必要です。しかしながら地域のエゴを許してはいけないと、このように考える次第です。よって第14号議案に反対いたします。

以上です。

○議長(竹谷 勝君)

ほかに討論ございませんか。

管野英美子議員。

○2番(管野英美子君)

新風会の管野英美子でございます。

第14号議案、豊能町乳幼児等の医療費の助成に関する条例等改正の件に対する修正の件で、修正案にも原案にも反対をいたします。

お示しされた18歳までの広げるのに、影響額が1,018万3,000円、このお金で若い人の人口をふやす施策はほかにもあると思います。一度始めてしまったサービスはなかなか閉じることは困難です。平成33年には基金が底をつくと言われました。ここで無理なサービスを始めることは大変危険だと思っています。委員会上がった多くのリスクも心配しています。私は委員会で井川議員と提案しました、義務教育までの、満15歳の年度末を迎えるまでの子どもの入院・通院の医療費助成をすることを主張しましたが受け入れられませんでした。とても残念には思っていますが、この修正案、原案に反対いたします。

○議長（竹谷 勝君）

ほか、討論ございませんか。

永並啓議員。

○9番（永並 啓君）

まず第14号議案、乳幼児等医療費助成の件について、橋本議員提案の委員会可決された、年齢を18歳までに拡充し所得制限を設けるという修正案に賛成の討論を、イノベーションとよのを代表して賛成の討論をさせていただきます。

まず、確かにいろいろ皆さんおっしゃられるように、18歳まで上げるというリスクはあります。ただ、今の現状、この定住化がとまらない豊能町の現状、そして近隣市においてはもう中学生まで拡大されている現状を考慮しますと、最低限豊能町においても中学生まで拡大する必要は出てきます。それであるならば、若い世代の定住化ということ踏まえて、町長の積極的な情報発信というのを後押しする、PR効果の高いであろう高校生までとすることで、そういった効果もあるのではないかとということで賛成したいと思います。ただ、定住化というものこれは1点で定住化ができるとは考えておりません。やはり理事者におかれましては、根本的に何をもち豊能町に住みたいか、本当の意味での魅力ある施策の構築というものがまず重要になってまいります。それをした上で医療費、いろいろなものの無料化であったり、そういったものがあるべきなんです、今のところそういった全体的な定住化施策というものが示されておりません。やはり全体の定住化施策をもって、そこにお金を突っ込むと、そして数年のうちに若い世代を呼び込むという流れをつくることができなければ、豊能町にこれから若い世代はもう来ません。多分今後5年ぐらいが勝負だと思っております。その中で、今回の行政からの予算、平

成27年度予算を踏まえましても、なかなかそういった定住化施策で連結した一体感のあるものは出されておりませんが、各、個々においてはやらないより少しでもしたほうが効果があると考えますので賛成の討論、立場をとらせていただきます。

そして第22号議案、平成27年度一般会計予算について賛成の立場で討論させていただきます。

今回の予算は大変残念な予算でありました。豊能町は深刻な少子高齢化、人口減少、税収減を迎えます。そんな状況下での予算編成とは思えません。理事者の方も頻りに財政難、少子高齢化を答弁されるにもかかわらず、例年どおりの事業がほとんどであります。同じことをするだけであるのであれば、わざわざ選挙で新しい首長というものを選ぶ必要はありません。2年半たちましたが田中町長の色が全く見えてきません。そしてさらに問題なのが、この予算、財政健全化推進プランとリンクしていません。住民や議会にも広報していたことでも簡単に変えられてしまっています。健全化プランにおいては、来年度から廃止としていた永寿荘や野間口のスポーツセンターなどの施設も簡単に1年間存続を決め、その施設の維持にかかる費用を予算に計上しています。これまでの理事者の答弁、委員会、議会を通じての答弁を聞いていてもばらばらなような感じがします。今の豊能町行政には一貫性が感じられません。

（発言する者あり）

○9番（永並 啓君）

一応、やじにも答えようかなと思っております。

そして今の豊能町行政は意思決定のスピードが余りにも遅過ぎます。平成27年度予算ではエスカレーターにかかわる予算が計上されておりません。調査結果は12月

に出ています。3カ月たった今も検討中のことでもあります。目的はエスカレーターを更新することではありません。光風台駅前の上下の移動手段を、上下の移動手段を確保することです。エスカレーターがだめならどうするのか。それを決めて検討結果を出してから考えるのか。それでは遅過ぎます。常に行政は二重、三重のプランを用意しておく、用意して施策を進める必要があります。こういった場合でも上下の移動手段は確保すると住民に示すことによって、住民の皆さんは安心して豊能町に住むことが可能になってまいります。そして定住化施策、行き当たりばったり感が否めません。これまで町長就任後、まず豊能に住もうというチラシを配布されました。いろいろなところに配布されました。しかし効果は出ませんでした。そして次の年度住マイル助成をたった30万円で行われました。そのときは否決をされました。しかし平成26年度予算ではそれを拡大させて300万円ということで予算を計上されてきました。結果は、転入者はゼロ、全てがリフォームに使うという結果となってしまいました。やはりこれからの定住化を考える上で、もっと根本的な定住化施策を構築し、近隣の若い世代に発信していかなければ、豊能町は破綻の一途をたどるのは間違いありません。できれば増額修正をしたいところではありますが、議会の権限の上考えると減額修正しかなかなかすることができません。修正する箇所が少ないんですが、すごい歯がゆいんですが、いろいろと委員会での各委員の要望、基本的に全て一つです。町長の方向性、方針、熱意、これが感じられない。それを持って平成27年度予算執行に当たっていただきたい。

いろいろ申し上げましたが、反対討論と思われるかもしれませんが、これは苦渋の

賛成討論ですので、よろしくお願いいたします。

○議長（竹谷 勝君）

高尾靖子議員。

○12番（高尾靖子君）

日本共産党の高尾靖子でございます。

今議会に提案されております議案に対して、第5号議案、第12号議案、第15号議案、第22号議案、第23号議案、第25号議案、第26号議案、第14号議案については原案反対、修正案賛成といたします。以下、討論を行います。

第5号議案については、保護者負担の軽減を図るよう求めます。

第12号議案について、職員の退職手当に関する条例改正については、45歳退職勧奨とするのは行き過ぎた改悪であります。

平成27年度一般会計予算についてであります。

住民情報化推進事業マイナンバー制、社会保障税番号ですが、内閣府の調査は、ほとんどの国民は計画を詳しく知らないことが浮き彫りになっています。赤ちゃんからお年寄りまで住民登録している全員に生涯変わらない番号を割り振り、これまでは年金、医療、介護、雇用の情報や納税、給与の情報はそれぞれの制度ごとに管理されていきました。今度は預金口座など適用拡大することや、企業が個人情報をビジネスに利用しやすくするための改正案を、政府は3月10日に閣議決定しました。全国的にマイナンバーは12桁の番号をつけ、社会保障の給付抑制と税、社会保険料の徴収強化を図るものです。マイナンバーが大量の個人情報の塊になり、流出する個人情報が芋づる式に引き出される、こんな危険な現実となります。アメリカでは個人情報の大量流出、不正使用が大問題となっています。国民の権利を危険に陥れる制度は、実施を

強行するのではなく、中止を決断し廃止へ踏み出すべきです。

地域公共交通については、住民の利便性を拡充し、乗継割引等を求めます。

次に、ユーベルホールは町の代表する文化であり、守り育てていく必要があります。

高濃度ダイオキシンドラム缶198本の安全な処理技術の選定とともに、処理場所の早期確定で完全処理ができるよう求めます。

ごみ処理基本計画について策定することになっていますが、一般質問ではごみの減量化と有料化はリンクさせないと答弁されましたが、何が何でも財政健全化計画どおりに有料化推進は、ごみ減量に協力してきた町民に負担を押しつけ、これまでの分別努力を無にすることになります。行政と町民が協力して減量に取り組むことが大切です。

老人福祉センターの老朽化について、特に豊寿荘の浴槽の改善で、老人の健康増進、教養の向上が図れるよう求めます。

農業振興に農地保全については、町の重要な位置づけとして思い切った施策をとるべきだと思います。

小学校給食調理業務の委託事業では、自校方式を維持しつつとしています。調理員、栄養教諭、養護教諭や担任教師など学校に働く職員が力を合わせてこそ、教育の一環として学校給食ができます。コスト削減で教育への行政責任を果たせません。民間にゆだね、その責任を縮小させていくことには反対です。

文部科学省はいじめ問題を理由に道徳科を教科とする学習指導要領を改訂しようとしています。国の定めた観点で子どもたちを評価すべきではありません。

次に国民健康保険特別会計予算についてです。累積赤字がなくなった中、ますます

住民健診受診率を高めることを求めます。資格証や短期証の発行が依然としてふえています。加入者が医療にかかれない状況をつくるものであり、発行をやめるよう求めます。また市町村に医療費削減を迫り、保険料引き上げにつながる国保の都道府県への一元化に反対するよう求めます。

次に、後期高齢者医療特別会計予算についてです。本来、高齢者を前期と後期に分け、命の平等に反する医療差別の持ち込み自体問題であります。国民の強い批判を受けて保険料軽減の特別措置が行われてきました。ところが政府は特例措置を廃止しようとしています。これが廃止されると大幅な負担増になるもので許されません。また広域連合の制度は町民被保険者の声は届かないことになります。

次は、介護保険特別会計予算についてです。保険料について引き上げをすべきではありません。介護については高齢者や家族の置かれている状況を踏まえ、在宅でも施設でも利用できるための条件整備が求められます。また、要支援1・2の人を介護サービスから除外せず、現行水準を維持するよう求めます。特別養護老人ホームの入所条件を介護3以上に縮小する入所施設の補足給付認定の変更による利用料の引き上げ等の制度改悪は行わないよう政府に求めるべきです。

以上を持って意見と反対討論といたします。

○議長（竹谷 勝君）

ほか、討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹谷 勝君）

討論を終結いたします。

お諮りいたします。

本日の会議時間は、議事の都合により延長したいと思っております。これに御異議ござい

ませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(竹谷 勝君)

御異議なきものと認め、本日の会議時間は延長いたしました。

それでは、これより採決を行います。

起立されたとき、ちょっと静止しておってもらいます。

第5号議案、豊能町子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める条例制定の件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(多数起立11:1)

○議長(竹谷 勝君)

起立多数であります。

よって、第5号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

第6号議案、豊能町指定介護予防支援事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例制定の件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(竹谷 勝君)

起立全員であります。

よって、第6号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

第7号議案、豊能町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例制定の件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(竹谷 勝君)

起立全員であります。

よって、第7号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

第8号議案、豊能町土砂等による土地の埋め立て等の規制に関する条例制定の件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(竹谷 勝君)

起立全員であります。

よって、第8号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

第9号議案、豊能町行政手続条例改正の件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(竹谷 勝君)

起立全員であります。

よって、第9号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

第10号議案、豊能町一般職の職員の給与に関する条例改正の件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(竹谷 勝君)

起立全員であります。

よって、第10号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

第11号議案、職員の管理職手当に関する条例改正の件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(竹谷 勝君)

起立全員であります。

よって、第11号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

第12号議案、職員の退職手当に関する条例改正の件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(多数起立10:2)

○議長(竹谷 勝君)

起立多数であります。

よって、第12号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

第13号議案、豊能町立認定こども園条例改正の件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(竹谷 勝君)

起立全員であります。

よって、第13号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

第14号議案、豊能町乳幼児等の医療費の助成に関する条例等改正の件に対する委員長の報告は修正案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(多数起立8:4)

○議長(竹谷 勝君)

起立多数であります。

よって、第14号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、ただいま修正議決をした部分を除く原案について採決をします。

修正議決をした部分を除く部分について賛成の方は起立願います。

(発言する者あり)

○議長(竹谷 勝君)

修正議決した部分を除く部分について。

(発言する者あり)

○議長(竹谷 勝君)

暫時休憩します。

(午後4時37分 休憩)

(午後4時38分 再開)

○議長(竹谷 勝君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、ただいま修正議決をした部分を除く原案について採決をいたします。

修正議決した部分を除く部分について賛成の方は起立願います。

(多数起立7:5)

○議長(竹谷 勝君)

起立多数であります。

よって、修正議決した部分を除く部分は、原案のとおり可決されました。

第15号議案、豊能町介護保険条例改正の件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(多数起立11:1)

○議長(竹谷 勝君)

起立多数であります。

よって、第15号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

第16号議案、大阪府豊能地区教職員人事協議会規約の変更に関する協議についてに対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(竹谷 勝君)

起立全員であります。

よって、第16号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

第17号議案、平成26年度豊能町一般会計補正予算の件に対する委員長の報告は

可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(竹谷 勝君)

起立全員であります。

よって、第17号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

第18号議案、平成26年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算の件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(竹谷 勝君)

起立全員であります。

よって、第18号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

第19号議案、平成26年度豊能町後期高齢者医療特別会計補正予算の件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(竹谷 勝君)

起立全員であります。

よって、第19号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

第20号議案、平成26年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算の件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(竹谷 勝君)

起立全員であります。

よって、第20号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

第21号議案、平成26年度豊能町下水

道事業特別会計補正予算の件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(竹谷 勝君)

起立全員であります。

よって、第21号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

第22号議案、平成27年度豊能町一般会計予算の件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(多数起立11:1)

○議長(竹谷 勝君)

起立多数であります。

よって、第22号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

第23号議案、平成27年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定予算の件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(多数起立11:1)

○議長(竹谷 勝君)

起立多数であります。

よって、第23号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

第24号議案、平成27年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定予算の件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(竹谷 勝君)

起立全員であります。

よって、第24号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

第25号議案、平成27年度豊能町後期高齢者医療特別会計予算の件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(多数起立11:1)

○議長(竹谷 勝君)

起立多数であります。

よって、第25号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

第26号議案、平成27年度豊能町介護保険特別会計事業勘定予算の件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(多数起立11:1)

○議長(竹谷 勝君)

起立多数であります。

よって、第26号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

第27号議案、平成27年度豊能町下水道事業特別会計予算の件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(竹谷 勝君)

起立全員であります。

よって、第27号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

第28号議案、平成27年度豊能町生活排水処理事業特別会計予算の件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(竹谷 勝君)

起立全員であります。

よって、第28号議案は、委員長報告の

とおり可決されました。

第29号議案、平成27年度豊能町水道事業会計予算の件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(竹谷 勝君)

起立全員であります。

よって、第29号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

(発言する者あり)

○議長(竹谷 勝君)

福岡邦彬議員。

○11番(福岡邦彬君)

動議を提出いたします。

動議の内容は、豊能町における地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う決議であります。

○議長(竹谷 勝君)

ただいま、福岡邦彬議員から、豊能町における地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う決議の動議がございました。動議には1人以上の賛成者が必要です。福岡邦彬議員の決議の動議に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(竹谷 勝君)

動議に所定の賛成者がおりますので、成立いたしました。

(発言する者あり)

○議長(竹谷 勝君)

永並啓議員。

○9番(永並 啓君)

第22号議案、平成27年度豊能町一般会計予算の件に対する付帯決議の動議を出したいと思います。

○議長(竹谷 勝君)

ただいま、第22号議案、平成27年度

豊能町一般会計予算の件に対する付帯決議が、永並啓議員からの動議がございました。動議には1人以上の賛成者が必要です。永並啓議員の付帯決議の動議に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(竹谷 勝君)

動議に所定の賛成者がおられますので、成立いたしました。

この際、暫時休憩をいたします。

再開は放送をもってお知らせをいたします。

(午後4時50分 休憩)

(午後5時40分 再開)

○議長(竹谷 勝君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま福岡邦彬議員ほか1名から、豊能町における地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う決議が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題といたします。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(竹谷 勝君)

異議なしと認めます。よって第1号議会議案を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第1「第1号議会議案 豊能町における地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う決議」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

福岡邦彬議員。

○11番(福岡邦彬君)

第1号議会議案、豊能町における地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う決議。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

平成27年3月20日提出。

提出者、豊能町議会議員福岡邦彬、賛成者、同、高尾靖子。

提案理由。豊能町における地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に当たって、教育委員会委員の増員と関係条例の整備を求めるものである。

豊能町における地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う決議。

今般の平成27年度第1号議案から第4号議案の施行に関して以下のとおり決議する。

1. 教育委員会は戦前の中央集権的な官僚主義的な教育行政の反省から、教育の地方分権と民主化を目的に昭和23年(1948年)に創設され、一般の政治、行政から独立した行政委員会としての教育委員会制度が設けられ、昭和31年(1956年)に首長が議会の同意を得て教育委員を任命する仕組みとなり、現在まで、首長から一定程度独立した合議制の執行機関という教育委員会の基本的な性格は変わっていない。

2. 今回の67年ぶりの改正は、文科省初等中等教育局長から各都道府県知事及び各都道府県教育委員会宛に送った書簡(通知=平成26年7月17日付)によると、今回の改正は、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会との連携の強化、地方に対する国の関与の見直し等制度の抜本的な改革を行うものでありますと通知されており、その改正骨子として、①教育委員長と教育長を一本化

した新教育長の設置。②教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化。③全ての地方公共団体に総合教育会議を設置。④教育に関する教育大綱を首長が策定。

3. 上記通知の中で、新教育長が教育行政に大きな権限と責任を有することを踏まえ、教育委員会の委員による教育長のチェック機能を強化するとともに、住民に対して開かれた教育行政を推進する観点から、会議の透明化を図ることが求められています。さらに、地方公共団体の条例で定めるところにより、教育委員を5名以上とすることが可能であり、委員数の上限は法律上定められていないことから、教育委員会が行う施策について多様な民意を幅広く反映させる等のため、委員の数を5名以上とすることも積極的に考慮されるべきであること。

4. 教育に関する教育大綱を首長が策定するに当たっても、地域住民の意向のより一層反映させる観点から、地方公共団体の首長と教育委員会が、十分に協議・調整を尽くすことが肝要である。

以上は、文科省初等中等教育局長からの各都道府県知事及び各都道府県教育委員会宛に送った書簡（通知＝平成26年7月17日付）の趣旨から、教育委員会委員の増員と関係条例の整備を求めるものであります。

以上、決議する。

平成27年3月20日。

豊能町議会。

補足として、私は口頭で、この教育委員の増員は、できるだけ若い人の選任を望みたいと思います。

以上です。

○議長（竹谷 勝君）

これより本件に対する質疑を行います。

管野英美子議員。

○2番（管野英美子君）

先ほど、一番最後におっしゃいましたメンバーのことなんですけれども、きのうの教育委員会を傍聴しても、保育教育ですか幼児教育という言葉が出ていたんですけれども、そういう観点から若い人とおっしゃっているんですか。

○議長（竹谷 勝君）

答弁を求めます。

福岡邦彬議員。

○11番（福岡邦彬君）

お答えいたします。

今の教育委員の構成というのは、毎年段階的に任用されていることは自明のとおりですが、やはりある一定の年齢に達している人が構成されております。それで教育委員会として、本当にそれがきちんとして、先ほど申しましたような一般住民の民意をくみ取ることができるかどうか、これについて危惧するものでありますので、ぜひとも私の希望としては20代の後半あるいは30代前半の人を選んでいただきたいという形での希望は持っておりますけど、これはあくまでも、同意するのは私でも任命するのは町に任されておりますので、その点について関与するものではありません。

○議長（竹谷 勝君）

ほかございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹谷 勝君）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹谷 勝君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長 (竹谷 勝君)

起立全員であります。

よって、第1号議会議案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

ただいま永並啓議員ほか5名から、第2号議案平成27年度豊能町一般会計予算の件に対する付帯決議が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第2として直ちに議題にしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (竹谷 勝君)

異議なしと認めます。よって第2号議会議案を日程に追加し、追加日程第2として直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第2「第2号議会議案 第22号議案平成27年度豊能町一般会計予算の件に対する付帯決議」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

永並啓議員。

○9番 (永並 啓君)

永並啓です。

第2号議会議案、第22号議案平成27年度豊能町一般会計予算の件に対する付帯決議。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

平成27年3月20日提出。

提出者、豊能町議会議員永並啓。賛成者、同、福岡邦彬、同、野村剛志、同、管野英美子、同、永谷幸弘、同、西岡義克。

提案理由。平成27年度豊能町一般会計予算の執行に当たり、四つの項目について、再度、綿密に調査をし、検討を求めるもの。

ページをお開きください。

第22号議案平成27年度豊能町一般会計予算の件に対する付帯決議。

平成27年度豊能町一般会計予算を執行するに当たり、下記4点について付帯決議する。

1. 住マイル助成制度について、平成26年度に実施した住マイル助成は、制度を活用した人の全てが町内在住の方によるリフォームばかりで他市町村からの転入者がゼロという結果になってしまっている。平成27年度は転入を条件にするということだが、基本的に30万円程度の補助金があるという理由で豊能町に住もうと考える人はいない。制度を活用する人は、補助金なくても豊能町に住んでいた人たちである。意味のないばらまき施策はやめて、豊能町に住みたいと思わせる魅力ある施策を実施することが重要と考える。事業の実施に当たっては、この助成制度があったから豊能町に住んだ人が活用できるように厳しく制度設計を見直し、同時にばらまきではない魅力的な施策を考えること。

2. ウエルネス・ウオーキング事業について、ウオーキングの重要性については理解するが、本町には、既に住民が主体となって20年間も継続して実施しているウオーキング団体が存在する。目的も内容も同一の事業をわざわざ行政がする必要はない。協働を推進していくのであれば、住民でできることは住民に任せ、行政は住民の活動をバックアップするほうが効果的である。そのため、早期に住民団体の方々と話し合い、ウエルネス・ウオーキングの事業を住民団体に移管し、多くの住民が今まで以上にウオーキングに参加できる体制を構築すること。

3. 駐車場の有料化について、財政難が理由と考えられるが、もう少し豊能町の実情を考慮する必要がある。有料化している自治体は、周辺の民間駐車場でも有料化しているという現状がある。しかし、豊能町

で駐車場の有料化をしているところはない。また、有料化をすることにより、違法駐車かふえる可能性もある。さらに旧吉川幼稚園は、豊能町西地区において一等地にある。今回、民間企業に貸してしまうと使用したときに返してもらえない可能性もある。綿密な調査に基づいて再検討をすること。

4. 遊休地の売却について、今回、売却を考えている場所は決して大きな場所ではないので、莫大な売却益が出るわけではない。3件全てを売ったとしても2,400万円にしかならない。また、平成26年度にプロポーザル方式で入札をし、不調に終わっていることも踏まえ、方向性を切りかえる判断が重要と考える。特に旧光風台消防団詰所は、光風台駅からも近い場所にあり、光風台自治会館も隣にある。その程度の大きさの土地では大きな雇用が生まれることもないので、今後の高齢化や防災対策に備えて活用方法を再検討すること。

以上、付帯決議する。

平成27年3月20日。

豊能町議会。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（竹谷 勝君）

これより本件に対する質疑を行います。

小寺正人議員。

○8番（小寺正人君）

小寺です。

遊休地の売却について、本来行政が所有している資産ですよね。資産の振りかえということが求められている。当然有効に使わないといけないとは思いますが、遊ばせてるということももったいない話だから、これからは、今やっている会計で言えば損益計算書から貸借対照表、要するにBSの会計を中心に見ていかないといけないじゃないかという考えがあります。資産を振りかえると、無効なやつは捨てるという

か売却して新しい役立つものを手に入れると、振りかえていこうという考えがあるんですけど、これだったら何も売るなど、そういうふうにとれるけどいかがですか。

○議長（竹谷 勝君）

答弁を求めます。

永並啓議員。

○9番（永並 啓君）

確かに大都市においては行政が所有している土地において莫大な、何もしていない遊休地などを売ることによって何千万円から何億円の収入が得る場所もありますが、豊能町においてはそれほどの収入がまずないという現実があります。そして財政難とはいえ一自治体の中で、売ったところで2,400万円というのはわずかだと思っています。それよりも今後の活用を考えるといろいろな、福祉なり防災なりの施設を活用する必要性が必ず出てきます。そういったときのために残しておくという選択もとるほうがいいのではないかということで再検討をお願いするものであります。

○議長（竹谷 勝君）

小寺正人議員。

○8番（小寺正人君）

今、問題になってるのが公共施設のミニマム化というんですか、もう最小にしてとにかく要らんもんは売り払うと、小さく小さくしていこうという考えがあるわけですよ。これだったらそこにまた公共施設を建てると、そういうふうにおっしゃってるんですか。

○議長（竹谷 勝君）

答弁を求めます。

永並啓議員。

○9番（永並 啓君）

今の体制ではなかなかビジョンというのが示されていないので難しいかもしれませんが、やはりこれから、そのミニマム化

というのはおっしゃってることは重々わかってはいるんですが、同時に防災対策、福祉対策というものが豊能町には必要になってくると考えます。そういった場合に、やはり豊能町にはまず何をするにしても場所が、土地がないんですね。そういった中において、この今回売却を考えている、特に消防団詰所の跡地など、詰所などは一等地にありますから、いろいろな行動をするのには行動しやすいんじゃないか、そういう面も考えて、将来的に見ると必ず、そういう福祉の拠点であり防災の備蓄倉庫なりいろいろなことが必要になってくると思いますので、何も全て売るなというわけではありません。要らないところはどんどん売ったらいいと思いますが、その一等地、今後活用が見込まれるような、必要が高まるようなところは売らずに置いておくほうがいいのではないかとこのものであります。

○議長（竹谷 勝君）

ほかございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹谷 勝君）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（竹谷 勝君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（竹谷 勝君）

起立全員であります。

よって、第2号議会議案は原案のとおり可決されました。

日程第6「第30号議案 平成26年度豊能町一般会計補正予算の件」を議題いたします。

提案理由の説明を求めます。

中井副町長。

○副町長（中井勝次君）

第30号議案、平成26年度豊能町一般会計補正予算の件について御説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお開き願います。

一般会計補正予算（第8回）でございます。

第1条といたしまして、予算の総額に1億1,137万2,000円を増額し、67億8,192万8,000円とするものでございます。

次に、第2条といたしまして繰越明許費でございますが、4ページをお開き願います。

今回の補正は2月3日に地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策として、国において平成26年度補正予算が成立したことを対応し、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を活用した地域の消費喚起や地方創生の先行的な取り組みのための事業を補正するもので、全て翌年度へ繰り越すものでございます。

事業名、金額につきましては第2表に記載のとおりでございますが、歳出の説明の中で事業の概要を申し上げます。

それでは、今回の補正内容について、まず歳出から御説明申し上げます。恐れ入ります、10ページをお開き願います。

まず企画費でございますが、豊能町総合戦略策定事業に係る費用でございます。特に電子計算費でございますが、子ども医療費助成事業の対象者を18歳まで拡充するためのシステム改修費用でございます。

次に防災諸費でございますが、自主防災組織の防災活動用資機材等の整備費用に対して補助を行うものでございます。なお、この予算につきましては平成27年度予算

にも計上しておりますが、平成27年度予算につきましては次の議会で減額補正を行います。

11ページをごらん願います。

子ども医療助成費でございますが、現行の制度を18歳までの入通院に拡充するもので、その拡充分のみを補正するものでございます。なお、この予算も平成27年度予算との重複分を含みますので、平成27年度予算の重複部分につきましては次の議会で減額補正をいたします。

次に、母子衛生費でございますが、妊産婦健診に係る助成限度額を拡大するものでございます。この中には平成27年度予算に計上した現行の助成制度に係る予算が含まれておりますので、平成27年度予算につきましては次の議会で減額補正を行います。

12ページをお開き願います。

商工総務費の商工事務事業でございますが、地域における消費を喚起するとともに、生活支援を行うためのプレミアム商品券発行事業に係る費用と、豊能町内で企業をスタートされる起業家に対して助成を行う、地域しごと創生スタート支援事業補助金でございます。

次の観光事務事業は、観光用ホームページの作成や観光用コンテンツの整備等を行うことにより、観光を起点とした町の活性化を図るための観光情報発信事業補助金と、地域の人々が主体となった、歴史や自然を活用した町の活性化に係る活動に対し助成を行うふるさと活性化応援事業補助金でございます。

次に13ページをごらん願います。

文化財保護費でございます。

町の歴史資料等をデジタル化し、ホームページで公開したり、町の郷土資料に係る冊子を新しくしたりすることにより、豊能

町の観光資源のPRを図り、地域活性化につなげる郷土資料デジタル化事業の費用でございます。

歳出の御説明は以上でございます。

次に歳入について御説明申し上げます。

恐れ入ります。8ページへお戻りください。

国庫補助金の総務費国庫補助金から商工費国庫補助金まででございますが、歳出で御説明申し上げましたそれぞれの事業に係る地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金でございます。

次に9ページの基金繰入金でございますが、今回の補正の財源調整のため財政調整基金より繰り入れるものでございます。

御説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（竹谷 勝君）

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

小寺正人議員。

○8番（小寺正人君）

今回の補正は急だったこともあって仕方ないのかもしれないですけど、ほとんど重複する項目ということやから、つけ出しと言って違いないなど。本来、地方創生という趣旨からしたら、ここであえて言えば、商工総務費の19番補助金800万円、これだけですよ。20%ですかね。4,100万円の約20%ですけども、これすらもひょっとしたら何も案がないということじゃないんでしょうか。案はこれこれこれと何ぼか挙げられるんでしょうか。

○議長（竹谷 勝君）

答弁を求めます。

石田建設環境部長。

○建設環境部長（石田 望君）

お答えいたします。

列挙というか、今回この交付金に対しましては地域の課題に役立つコミュニケーションビジネスということで、地域内で新たな企業ということでされる方について補助するという事業で、内容につきましては審査等を行って、その中で決めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（竹谷 勝君）

小寺正人議員。

○8番（小寺正人君）

例えばこんながあるだろう、あんなもあるだろうという予想というか、そういうのはありますかということです。

○議長（竹谷 勝君）

答弁を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

今般の地域しごと創生スタート支援事業につきましては、二つの種類を考えておまして、地域内で企業等をスタートされるための助成の事業と、もう一つは空き家等住宅を活用した企業のスタートをされるための助成事業の二つを考えております。地域内での企業等のスタートの助成につきましては500万円。もう一つ、空き家等を活用した住宅等の企業のスタートにつきましては300万円ということで、合わせて800万円という予定をしております。

地域内の企業等のスタートの助成につきましては、対象としましては地域課題に資するコミュニティービジネスでありますとか、地域性を生かした新たな起業、それから住宅や空き店舗等を活用したテレワークなどを想定しておまして、もう一つの住宅等を活用した起業と言いますのは、助成は、対象はその起業を目的とした住宅の取得でありますとか、起業を目的としたリフォーム、これらに対して助成をしようとい

うものでございます。

どのようなイメージを持っているかということでございますけれども、買い物を支援するための移動販売でございますとか、田舎暮らしを支援するための空き家の流通促進でございますとか、町の特産品のインターネット販売、それから農業法人による直販所とか、あとは住宅で勤務が可能なICT、例えばウェブデザインなどがございます。それからまた自宅を改装してカフェを始めるとか、住宅を取得してテレワークを始めるとか、そのような、空き店舗で直販所を始めるとか、いろいろ考えられると思いますが、そのようなことに対して助成を行ってきたいというものでございます。

○議長（竹谷 勝君）

小寺正人議員。

○8番（小寺正人君）

今、起業というのは非常に難しいと。我々も起業してきましたから、難しさは、特にお金の件でとても難しいですわ。豊能町でも何件も、起業しはってもだめなケースのほうが多いですよ。成功してるほうが多分少ないと思う。このお金を利用して、図書館の指定管理を考えてはるわけやから、二つ方法があるんですよ、図書館の指定管理ね。一つは今検討してはるって言ってる、企業を呼ぶという方法と、それからもう一つはNPOを育てて、それに渡すと、そういう方法二つあるんですよ。そのNPOを育てるとい、それに使ってやれば地域おこしができると思うんですよ。それ育ててやらないと企業には対抗できないので、そうやってる自治体もあるんですよ。そういうことをやってみてはどうかと思うんですけど、どうでしょう。

○議長（竹谷 勝君）

答弁を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

今の指定管理、図書館での指定管理でございますけれども、それが起業に当たるかどうかということになるかと思っておりますけれども、確かにNPOとか立ち上げられて、それで一種の起業ということになるかということであれば、我々が今提案している補助金の対象になるのかなというふうに思いますが、そのコミュニティビジネスでありますとか地域の課題に対応するというような、そういう住民の方々とか団体の自主性を重んじた起業というものについて、我々助成をしてまいりたいというふうに思っております。決してその図書館の指定管理を行うというNPOが対象外ということは思っておりませんが、それに該当するならばこの助成は当然対象になるんだろうというふうには思っております。

○議長（竹谷 勝君）

ほかございませんか。

野村剛志議員。

○1番（野村剛志君）

野村です。

再三、地域の課題という言葉が出てきます。このあたりもう一度質問させていただきたい。具体的に理事者側の思われるその地域の課題というのを教えてください。

○議長（竹谷 勝君）

答弁を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

特にこのたびのまち・ひと・しごと創生ということにつきましては、仕事づくり、それから人口減少対策、少子化対策、これに重きを置くということとされております。豊能町においてはその両方が課題となっておりますわけでございますけれども、先ほどから御指摘のこの地域しごと創生という面で申し上げますと、やはりそういう働く場とい

うものが豊能町内にないということ、それから空き家がふえてきているということ、この二つを一度に解決することが必要ではないかというようなことを考えておりました、そのためには起業家を誘致することと空き家を活用すること、この二つを同時に解決する制度が必要というようなことから、このたびのこのような制度を考案したというようなことでございます。これやってみて成功するかどうか、実はわからないんですけれども、まずはこれやってみようということで、一生懸命PRをしてそういうお気持ちを持っておられる方を誘致してまいりたいと思っております。

○議長（竹谷 勝君）

野村剛志議員。

○1番（野村剛志君）

全てのことに、今、することに終始されてると思います。することが目的になってはいかんと思います。全てのことは目的を一つ持ってそれに対する手法を講じるということです。このあたり予算ありきではいかんし、実際どうなりたいのか、この町をどうしたいのか、将来どのように豊かにしていくのか、この施策のビジョンが本当のところしっかりあって、それに対してぶれずにやるのが大事と考えます。今言われたその課題というところを解決する、根底にあるものはもっと大きなものであるかとも思います。例えば道路の交通の施策であったりとか、実際は教育に対する助成であったりとか、ただ、今出てきたその助成に対して飛びつくというところというのは非常に問題が多いかと思っております。全ては事前の準備が必要で、それに対する施策を、お金がもしあったらどういったことを本当に豊能町として進めないかんのか、そしてどうなりたいのかというところが大事と思いますが、この目標・目的というところに対

して重きを置くというお考えはおありでしょうか。

○議長（竹谷 勝君）

答弁を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

今、御指摘の交通の課題、教育への課題、これは当然ございます。ただ、今回、我々が上げさせていただいた補正予算につきましては、大阪府を通じて国と協議をしましては、大阪府を通じて国と協議をしましては、ハード面については対象外であること、それから1年間で結果を出して、成果指標も示して、それによって評価をして国に報告しなければならないというようなことから、今おっしゃったような課題につきましては中長期的な課題というふうに思っておりますので、今後1年間かけてつくる総合戦略に盛り込めるものは盛り込んで、その後平成28年度からの5年間で取り組んでいくべき課題であるというふうに認識しております。

○議長（竹谷 勝君）

西岡義克議員。

○13番（西岡義克君）

この10ページの歳出のところでですね。業務委託料1,616万8,000円、これ説明の中では企画をする企画費やということで、コンサルにほとんどまずその費用は行くということやねんけども、今回のこの予算、補正予算につきましては、地域の活性化に向けた国の地方創生予算という、ごっつい予算なんですよね。豊能町も、いわゆる豊能町の総合戦略の策定ということで、ごっついことを言うてるにもかかわらず、残念ながら4,000、何ぼやったかな。全部で1億円弱やね、これ。4,115万2,000円か。

（発言する者あり）

○13番（西岡義克君）

だからその創生の予算として地域活性化に向けて、地域活性化予算ということで出てる、これに関係した補正が出てるわけですけども、やっぱり今、豊能町の職員もそうやけど、全体的に危機感がないと思うんやね。それともう一つ、やっぱり使命感がない。やる気があるのかないのか。あるからたまたまやろかというようなことではこれ無理やと思うんですよ。その辺、この5年かけてということも今、出ておったんやけども、これを誘い水にしてやっていくという形なのか、これっきりで終わるのか、この辺ちょっとまずお答え願いたいと思います。

○議長（竹谷 勝君）

答弁を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

まず我々考えておりますのは、平成28年度から5年間の総合戦略の策定でございます。その中で、5年間で終わるもの、それから5年間もかけずに3年で終わるものもひょっとしたらあるかもわかりませんし、6年目以降も続けなければならないものたくさん、それは混じってくるものというふうに思っておりますし、結果を見てその辺は判断をしていくものもたくさんあるかというふうには思っております。

○議長（竹谷 勝君）

西岡義克議員。

○13番（西岡義克君）

これ例えば5年もかけるようなプランやったら、やっぱり国のほうも見ますからね。豊能町はどんなことをして将来的にどうするのかって。それに向けてはやっぱり確固たるプランニングが必要やと思うんですよ。先ほど聞いたら業務委託料が1,600万円かな、これがほとんどコンサルみたいな形になってるわけやけど、ここのところをさっきも言うたように、各職員がしかけてい

くと、まちづくり仕掛け人として頑張っていかなと、こんな予算実現ができへんと思う。その辺のかたい意志を、町長、一言お願いしますわ。

○議長（竹谷 勝君）

答弁を求めます。

田中町長。

○町長（田中龍一君）

お答えいたします。

おっしゃるようにこれはやはり職員も一丸となってやる必要があるかと思っております。今回もこの総合戦略、またこの先行事業、こういったことも通しながら一丸となって頑張りたいと思います。以上でございます。

○議長（竹谷 勝君）

ほかにございませんか。

橋本謙司議員。

○4番（橋本謙司君）

橋本です。

今回のこの地域創生の関係で、先ほどから何回もまち・ひと・しごとという言葉出てきてます。これは当然国の方針やけども、豊能町に置きかえたときに、仕事という規模とか対象のイメージってどのようにお持ちですか。

○議長（竹谷 勝君）

答弁を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

豊能町においては市街化区域のほとんどが住宅地でございます、市街化調整区域においては土地の規制等がある企業誘致が困難というような状況、これが現実でございます。空き家につきましても市街化区域の中に多いというような状況で、広い土地がないと、これが第一の豊能町の環境かなというふうに思います。特産物というものもあるのはあるんですけども、その特産

物を生かした起業というところまで結びついていないというのも一つありますし、直販所をやるということになりましても、その直販所をやるための、その生産者の協力といいますか、安定して生産をすとか供給をすとかいうことも、これまた困難な状況というような中で、そういう大規模な事業というものは難しいだろうというふうに思っておりますので、先ほどから申し上げたようなコミュニティービジネスでありますとか、空き家を活用したビジネスでありますとか、そういう小さいところからやっぱりやっていくべきではないかと、それが大きく育っていったらいいのかなというように考えております。

○議長（竹谷 勝君）

橋本謙司議員。

○4番（橋本謙司君）

やっぱりこれ、僕さっき申し上げたけども、やっぱり夢がないんですよ。例えば今の調整区域の話、例えば生産者の協力がととか、それはもうできへんという前提でやったら、きっとこれって何もできないですよ。僕が一番危惧してるのは、仕事づくりって言うてるけども、一番懸念しているのは、今、豊能町に住んでる人が起業されて、その人1人が働く場ができたみたいなことになって、特に雇用的人数もふえへん、人口もふえない、ちょっとにぎわいはできるかもわからへんぐらいにしかできんのちゃうかなと思うんです、今の話聞いてたら。そこをやっぱりもっともっとしっかりと、今年度は仕方ないとしても、今後その総合戦略を立てるに当たっては、もっともっとその辺ゼロスタートで、ほんまにどうすべきかということをやらなあかんと、すごく思うんです。だからその辺が今の考えはきつと余りにも既成、固定観念のもとで余りにも考え過ぎているというような気がするの

で、今回この予算はええとしても、やはり次年度以降、今回これそれで総合戦略つくっていく、計画を立てていく上でもっともっとやっぱりドラスティックに考えてやっていかない限りは、きっと仕事なり人の動きというのは多分できへんと思うんですよ。そのあたりは町長、どのように考えておられますか。

○議長（竹谷 勝君）

答弁を求めます。

田中町長。

○町長（田中龍一君）

お答えいたします。

当然ながら大きな企業、できればそれにこしたことはないと思っています。ただこの町、御存じのように住宅中心に成り立ってきた町でございます。またその土地についても、今ほとんどは市街化区域については建物が建ってるという状況でございます。ただ、そんな中でもやはりしていかなければいけないという思いは当然ながらございます。そんな中で、一つはやはり規制を外すということで、市街化調整区域であっても、例えば駅前の土地、沿道の土地、今地区計画ははめられても農業用地であればできないということがありますので、そういったことに関しては要望していきながら、そういった土壌も整えていきながら、一方で今回やっぱり起業いうのも一足飛びに大きなものってできないと思うんですよね。ですから今回のこういったコミュニティビジネス、こういったところからやっぱり始めるというのもこれは大事なことだと思いますので、やはりそういったところを一步一步見ていきながら進めていくと。一方でまたこの地域の中での課題というのもたくさんあります。高齢化に伴っていろいろなサービスが必要になってきている方もいらっしゃる。また農地のほうでも高齢化に伴

って耕作放棄地なんかもふえていってる。そういった課題もございますので、そういった課題が、逆を見れば一つのビジネスにもなり得るということになるので、そういった課題の解消に努めながら、起業につながるような、そういったことの誘導ができればいいのではないかというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（竹谷 勝君）

橋本謙司議員。

○4番（橋本謙司君）

最後に、これ今おっしゃるようなこと、やっぱり僕イメージどっただけしても、今、部長がおっしゃったこと、町長がおっしゃったことでは、きっと豊能町の人が、例えば高齢者の方が第二の人生を、定年された人が働く場所とかパート先、パート先にも多分なれへんかなというイメージしかないんですよ。それやったらこんなやる意味ってほんまにあるんかなと。しかもそこに金を出してやってもらう。やっぱりそこはもっともっと、確かにできへんかもわからんけど、やっぱりもっともっと大きなことを見てやらないと、きっとそれだけやったらほんまにやる意味あるんかなという気するんです。その辺は、現実はそのかもわからへん、最終的にはね。やっぱりつくる段階においてはもっともっと大きく見てやるべきやというふうに思うので、そこはしっかりと練って、これがあるから無理、これがあるから無理じゃなくて、これをするためにそれをどうしたらいいかという観点の逆説でやらないと、これがあるから無理というところから始まったら何もできない。そこはしっかりとやってもらうように、逆に言うたらこれ多分チャンスやと思うんです。町長の答弁の中でも最後のチャンスやっておっしゃってましたけど、ほんまに

そう思うんやったらそれなりの覚悟を持ってしっかりとやっていただくようお願いしたいと思えますけども、そのあたりどうですか。

○議長（竹谷 勝君）

答弁を求めます。

田中町長。

○町長（田中龍一君）

お答えします。

本当に私もこれ最後のチャンスだと思っております。国も一定お金をいただいておりますので、これをやっぱり活用していきたいと思っております。そんな中でもやはり皆さんからも御意見いただきながら、何かいような提案があれば、それはそれで聞かせていただきたいと思っておりますので、これはやはり、もう豊能町だけではなくて町一丸となってこれはやっていくべきことだとも思っております。本当に大きなこと、それは大きなこともそれは当然できればそれにこしたことはない。でも大きなことっていうのはやっぱり小さなことから始まるということもありますので、まずは今回、今、コミュニティビジネス、起業、こういったことが大事なのか。コミュニティビジネスの一つの大きなメリットといたしましては、地域の中で雇用を解決しながら雇用も生む、またその地域の中でお金が回るという意味で、これは一つ地域の中で、小さな企業であってもお金も回る、人も回る、そういった意味では一定豊能町にとっては私はプラスになるかと思っておりますし、やはり小さなことから大きなことにつながるということも当然ながらありますので、その辺はしっかりと頑張っていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（竹谷 勝君）

永並啓議員。

○9番（永並 啓君）

何点か質問させていただきます。

今の町長の答弁を聞くと、漠然とした精神論的な抽象的なことは言われるんですけど、そこから具体的なイメージが持てないですね。まず豊能町総合戦略策定事業なんですけど、一丸となってということ言われましたけど、それをほとんどがコンサルに企画を練るわけですね。この事業って多分他市町村も多くの自治体取り組むものだと思うんですけど、そしたらコンサルはどのようにして豊能町独自のものを出してくるというふうに思われますか。もっとそこに職員の方が入っていかなかったら、豊能町独自の施策というものは全然出てこない。どこでもあるようなものが並んでしまう戦略になってしまいますので、そこら辺の考えをお聞かせください。

そして地域しごと創生スタート事業なんですけど、よく社長とかいうのは起業するのは簡単と言うんです。それを維持していくのがすごく難しい。一番気になるのはこのソフトの事業にしか補助金はつかないと言いながら、このことに関してはリフォームであったりハード面にお金を出すんですよ。先にリフォームとかそこにお金を突っ込んでしまっって、事業の運営の部分というものはなかなか見えてこないわけなんですけども、それならばハード面は置いて今ある施設で何か最低限して、ソフト面、維持費、いろいろな物で事業を継続するというものにはお金がかかりますから、そういったところに毎月でも、いきなり全額出すんじゃなくて、毎月少しずつ事業費の補填をするような、補助をするような体制をとったほうが私はいいかと思うんですけど、そこら辺のお考えをお聞かせください。

そしてあと、1年で結果を残すということを内田部長言われましたけど、どうして

もPRというのが、漠然としたPRというのが多いんですね。郷土資料デジタル化事業とか、これはどういうふうに1年後国に対して、こんだけ効果があったよというような報告をされるのか。どういうふうに今、それは今のうちから考えておかないと、どの段階で成功というふうにみなすのかというのは今のうちから考えておかないといけないと思いますけど、そこら辺お聞かせください。

○議長（竹谷 勝君）

答弁を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

まず1点目、総合戦略策定のコンサル委託の件でございます。コンサルには委託はいたしますけども、当然これは職員が町のことを一番よく知っておりますので、町の実情を述べ、それでコンサルにそういうデータをいただいたり、いろいろなそういう企画、民間の知恵をかりるといようなことをいたしますし、この戦略策定に当たっては住民の方をはじめ産業界でありますとか金融機関、それから学識経験者なども入っていただいた中でさまざまな意見を取り入れてつくっていくということございまして、コンサルに丸投げするといようなものではないということで御理解を願いたいと思います。

それからしごと創生の補助金でございますけれども、確かにリフォームとかそういう住宅の購入等にも補助をしようといような考え方でございますけども、これにつきましても助成をするということになりますとやはり選考というものが必要であろうといふふうに思っております、この選考に当たりましても事業者の方とか金融機関とかそういう方の御意見もいただいて、お知恵をかりて、助成の対象であるかないか

ということは選定をしていきたいと。そういう選定の中で、これはというものに対して助成をしていくということにしていきたいと思いますといふふうに思っております。

毎月少しずつ出すような案はないかといようなことでございますけども、今のところは一括で補助金交付ということを考えておりますけども、今いただいたような案も確かになといふようなところもございましたので、今後の制度設計の中でそのことも含めて考えてまいりたいといふふうに思います。

それから国にどのように報告していくのかといようなことでございますが、来年の3月までにこれらの事業を全て終えまして国に報告するわけでございますけども、国に報告する際にはこの間、国と豊能町でやりとりしてきた、こういう事業をやります、こういう指標でやります、こういう目標ですといふのを言うてあるので、それに基づいて、目標はこうでしたがこうでしたと、そういう報告の仕方をするということになります。

○議長（竹谷 勝君）

永並啓議員。

○9番（永並 啓君）

総合戦略策定事業ですけど、やはりこれコンサルにもアドバイスもらっているところから協力を得るといことですけど、多分日本全国の自治体これするんですよ。そしたらその独自性といものはなかなか、そのコンサルとかいろいろな人がいろいろなところにかかわっていくわけですね。それでやはり、職員が本当に中心にならなければ、多分豊能町独自の施策って出てこないと思います。いろいろな、いつもどんな施策をするにしても学識経験者、いろいろなことは同じようにされてきましたよね。多分今までの計画もそういった方

はメンバーに入ってたと思います。でもこの現状なんですよ。それを今回、最後のチャンスで何かするわけですから、今までにないような取り組みをしなかったら、多分同じような、他市町村と変わらないようなものができ上がってくるんじゃないかなというのが一番不安なんです。やはり僕は職員みずからが考えるのであれば、やはりいろいろなところに出向き、歩いて肌で感じて、それがすぐに具体的な成果ではなくても、きっかけみたいなものはどんどん出していくような体制をして、職員が中心になった企画の中で、コンサルに、こういった場合はどうかというアドバイスをもらうような形にしないといけないと思いますので、そこら辺はぜひともよろしく願いいたします。

それと、地域しごと創生ですけど、やはり最初に一括して渡すと、今、内田部長が言われた事業ですね。地域のちょっとした物産の販売であるとか課題の解決とか、多分すごい利益が莫大に上がるような感じではないんですね。そうしたら細々と続けるような形の事業のイメージしか浮かばないんですよ。それであるならばなおさら先にきれいなもの、ハードから入るのではなくて、それにかかる人であったり、いろいろな人件費とかは常にかかりますし、いろいろなものでお金って維持するのが一番大変なので、こういったところそハード面ではなくてソフト面に、ソフトのところ補助を出すというような形にはぜひとも変えてもらいたい。最初一括してどんと渡してしまうと、もうそこから先、チェックできませんからね。やりっ放しで何かやったかどうか、ずっと毎日営業してるか何かわからないという状況になってはぐあい悪いので、毎月の活動を見てその補助をすることとか、かなり行政自身もシビアに捉えていかない

と、本当のリフォームで終わってしまうような事態になりますので、そこはよろしく願います。

やはり、あと、PRに関しても同様なんですけど、もっと、デジタル化をしました、それだけじゃなくて、それをどう展開するかですね。今までと同じようにホームページに載せてというのではなくて、それを活用して何かのイベントをすることか、何かそこから一手、二手、何か展開があると国のほうも、これ継続していくともっとこの事業っておもしろくなるな、なんですけど、ただPRと言ったら、一番怖いのは、PRしましたけど余り見られませんでしたとか、余り効果ありませんでしたと終わってしまうような報告が怖いので、そこら辺は、それをきっかけに続いて何か展開というものを先に、その1年かけてじっくり考えていただきたいと思います。よろしく願います。

○議長（竹谷 勝君）

答弁はいいですか。

○9番（永並 啓君）

いや、幾つかあればお願いしたい。

○議長（竹谷 勝君）

答弁を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

町の独自性を出すようにということとでございます。これはもちろんでございまして、コンサルは確かにおっしゃるとおり、全国で同じ業務が委託されるわけでございますから、いわばコンサルの取り合いみたいになるのかなというようなことも想定しております。当然職員がコンサルにいろいろなことを言いまして、コンサルに頼るのではなくて、職員が独自の案は出してまいりますけども、先ほども言いましたが、やっぱり事業者でありますとか住民の方々、

それから学識経験者、地元の金融機関など、これらの方も当然独自の考えをお持ちでございますから、それらの御意見も頂戴して新たな戦略をつくっていくということを考えております。

それから仕事の創生についてはハードではなくソフトにというようなことでございます。ただ、それはそうなんですけども、どうしても起業するためにはイニシャルコスト、これは必ず要るということを我々思っております。そのイニシャルコストについては助成をしていきたいというような考えを持っておりますので、それで空き家とかそういう住宅に対するということを申し上げておりますが、全てそのイニシャルコストだけというようなこともないかもわかりませんが、そこらについては制度設計の中で考えてまいりたいというふうに思っております。

それから観光のデジタル化の話でございますけども、これについても次の展開があるべきやということ、それは確かにそうでございます。ホームページをつくっておしまいということではなくて、観光のPRにつながるように、また豊能町においていただく方がふえるように、そのようなことを目指してまいりたいというふうに思っております。

○議長（竹谷 勝君）

ほかございませんか。

井川佳子議員。

○5番（井川佳子君）

済みません。何点か聞かせていただきませんが、8番の地域しごと創生スタート支援事業って、前、資料をもらった中にありまして、今るる御説明いただいているんですけど、地域内で新たな起業をしたら500万円、空き家を活用したら300万円って聞いたんですけど、これってその起業した人

に1件対象で500万円差し上げるって理解したらいいのか、空き家活用も1件に対して300万円って思ったらいいのか、ちょっとそこをお聞きしたい。大体何%の補助を考えてらっしゃるのかということですね。

それと二つ目、子ども医療費助成なんですけど、これ、まち・ひと・しごと創生法に基づいて出てきたお金なんですけど、これが子ども医療費助成事業につながった経緯。

（発言する者あり）

○5番（井川佳子君）

まち・ひと・しごとでしょう、つながった、その経緯みたいな、どうしてそれをここに結びつけたかっていうことですね。それが知りたいです。

それと、来年3月までに国に報告っておっしゃってますけど、もしそれ、これ事業ですね。それまでに例えば地方創生先行型の場合だと特定財源、国の特定財源が4,115万2,000円充てられてますけど、それもし全部使えなかったときどうなるんですかってことです。だからその部分の何%使ったらその分だけあげますよということなのか、もしくはこれ全部使わないともらえませんか。じゃあ、あと今までした分は町単費で全部やるんですかっていう、そういう危険性もはらんでるんですかっていうことを聞きたいのと、あと四つ目ですね。先ほどから話題に上がってますが、コンサルタントに相談する件です。以前、これじゃなくても福祉のところで、多分計画を立てるときにコンサルに頼んだけれども、何かそこに集中したので、できなかったので繰り延べしますっていう話を何か聞いたことがあります。間違ってたらごめんなさい。

（発言する者あり）

○5番（井川佳子君）

今回あったでしょう。これ同じことがここに起こるんじゃないですか。今、言いました危険性ははらんでませんかって言ったこと。この1,616万円だったっけ、このコンサル代組んでありますけど、これってもう確保されてるんですよ。確約されてるってわけではないでしょう。

(発言する者あり)

○5番(井川佳子君)

すごい危険だと私はすごく思うんです。それはやっていただいたらとてもすばらしいことだと、異議を唱えるものでもないんですけど、でもやっぱり異議を唱えたい部分もありまして聞いております。よろしくをお願いします。

○議長(竹谷 勝君)

答弁を求めます。

内田総務部長。

○総務部長(内田 敬君)

まずしごと創生の助成金でございますけれども、これは500万円と300万円と申し上げましたのは、500万円のほうは250万円が1件ということで、2件で500万円。300万円のほうは1件300万円ということで、合計3件の起業というようなことを考えております。

それから補助金の%、何%補助かということでございましたが、それが上限額ということでございますので、ひょっとして250万円までの起業ということであったら100%補助でございましょうし、1,000万円かかっているということで250万円の助成でしたら4分の1助成というようなことで、上限が250万円と300万円というようなことを考えてございます。

それから子ども医療がなぜこの交付金の対象になったのかということでございますけれども、先ほども申し上げたとおり、今回のこの国の交付金は地方で仕事をつくるこ

と、それから地方の人口減少と子どもの減少、これを食いとめること、これが目的でございましたので、子ども医療費の助成の拡大、これについては子どもの増加につながるということで国で御評価をいただいたということでございます。

それから交付金、使い切れなかったらどうなるかということでございますけども、今回は4,115万2,000円が上限ということで交付される見込みでございますが、それ以上使えば4,115万2,000円満額いただけるということで、どの事業に幾ら使うかということは決算額を見ないとわかりませんが、合計でその交付金、上限額を上回っておれば満額いただける。ただ、合計してもその交付金上限額を下回れば、その決算額そのものが交付金額とイコールになるだろうというふうに思っております。

それからコンサルの委託が入札不調になった件があるけども今回大丈夫かということでございますけども、先ほどもちょっと言いましたが、コンサルの取り合いということになるのかなというふうなことを思っておりますので、早く入札をして、入札不調に陥らないように準備を進めてまいりたいと思っております。

○議長(竹谷 勝君)

ほかございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(竹谷 勝君)

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

井川佳子議員。

○5番(井川佳子君)

5番・豊鳴クラブ、井川佳子でございます。

この件につきまして、反対の立場で討論させていただきます。

国の施策に乗って町を活性化するという、大筋については私は別に異議を唱えるものではないんですけれども、その中でやはり子ども医療費助成事業につきまして、高校生までの入通院費助成拡大ということですね。これはこの5年間はそれはそれでいいかもしれません。その後じゃあどうするんですかと。これがずっとずっと負の遺産になっていくんじゃないかと、今すごく危惧しておりますので、私はこれに反対させていただきます。どうぞ皆さんも御理解いただいて私の案に賛成してくれるとうれしいと思います。

(発言する者あり)

○議長(竹谷 勝君)

ほか、討論ございませんか。

西岡義克議員。

○13番(西岡義克君)

西岡でございます。

第30号議案に対し賛成の討論をさせていただきますと思います。

政は徳をもってなすと申しますが、今、政治と経済が一つとなって文化の壁、生きがいを高くすることが肝心であります。国の借金が、今、1,030兆円以上もあるのに国民の1,400兆円もの貯金があるという借金王国を自慢する国会議員もいますが、行政能力の欠如と議会のチェック機能の低迷を感じるわけであります。同時に豊能町に日本の縮図を見るような気もいたします。年頭、私は東京の研修に、安倍総理の地方創生元年と、母性社会いわゆる依存社会から父性社会、自立社会への転換を痛感いたしました。今回の委員会でもつくづく行政の危機感の欠如と議会軽視を感じたわけであります。今回のこの補正予算はまさしく国の創生予算であります。今、増田元総務相の言う豊能町消滅自治体への回避に向け、自己決定、自己責任のもと危機感を持

って対応しなければならないときであります。そのために我々は石破創生相の地方の独自性を生かした地方創生P C D Aの評価と改善の実行が、我々は急務であります。

(発言する者あり)

○13番(西岡義克君)

今回のこの補正の2,467万3,000円もそうですけども、地域公共交通促進事業同様、行政の情報の開示と説明の遅滞は議会軽視そのものであります。地方創生予算というのは地方の自立を促す地方の行政能力を試すものであります。また、国は弱い地方自治体の自然淘汰の実験をしているのかもわかりません。さらに弱小自治体を合併させ強固にして、地方交付税を減らそうという策かもしれません。最悪の事態は、先ほども申しましたように、消滅自治体をつくって地方交付税をゼロにする策かもわかりません。つまり今、地方自治体の真価が問われているところであります。今回のこの事業委託料1,616万8,000円、これにしても、熱い思いで使命感を持って実行すべきであります。私はこれ、心して行政がかからなければならない重要な予算であろうと思っております。地方自治体が変わらなければ何も変わりません。自分が変わらなければ人も変わりません。今やらなければ、自分がやらなければ、こういう町をよくしなければという郷土愛と住民本位の協働の精神がなければ、消滅自治体は陥落は間違いありません。キーワードは郷土愛と協働であります。文化は住民の生きがいであります。この町で生きてよかったという町にすべく、住民行政が一体となってやらなければいけません。そのために情報の共有化と説明責任の履行は当然であります。住民の代表機関である議会軽視では住民との信頼関係も住民参画もあり得ません。郷土愛のあるまちづくりに仕掛け人として、

住民とともに生きる豊能町に向かって危機感を持って、勇気と決断力で地方版総合戦略を打ち立て、率先垂範、使命感を持って政策を強行し、もって豊能町の活性化を図ることを願って賛成討論といたします。行政手腕を期待いたします。どうぞよろしく。賛同いただきますようお願いいたします。

○議長（竹谷 勝君）

あと、討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹谷 勝君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（多数起立 9：3）

○議長（竹谷 勝君）

起立多数であります。

よって、第30号議案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

ただいま橋本議員から、第3号議会議案及び第4号議会議案が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第3及び追加日程第4として議題にしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（竹谷 勝君）

異議なしと認めます。第3号議会議案及び第4号議会議案を日程に追加し、追加日程第3及び追加日程第4として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第3「第3号議会議案 豊能町議会委員会条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

橋本謙司議員。

○4番（橋本謙司君）

橋本です。

第3号議会議案、豊能町議会委員会条例改正の件。

豊能町議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年3月20日提出。

提出者、豊能町議会議員橋本謙司、賛成者、同、管野英美子、井川佳子、永谷幸弘、小寺正人、永並啓、福岡邦彬、高尾靖子、西岡義克、川上勲でございます。

提案理由、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）による地方教育行政の組織及び運営に関する法律及び地方自治法の改正に伴い、必要な規定の整備を行うものであります。

豊能町議会委員会条例の一部を改正する条例。豊能町議会委員会条例（平成3年豊能町条例第13号）の一部を次のように改正する。

第19条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改める。

附則、この条例は、平成27年4月1日から施行する。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（竹谷 勝君）

これより本件に対する質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（竹谷 勝君）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（竹谷 勝君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（竹谷 勝君）

起立全員であります。

よって、第3号議会議案は原案のとおり可決されました。

追加日程第4「第4号議会議案 豊能町議会会議規則改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

橋本謙司議員。

○4番（橋本謙司君）

橋本です。

第4号議会議案、豊能町議会会議規則改正の件。

豊能町議会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年3月20日提出。

提出者、豊能町議会議員橋本謙司、賛成者、同、管野英美子、井川佳子、永谷幸弘、小寺正人、永並啓、福岡邦彬、高尾靖子、西岡義克、川上勲でございます。

提案理由、本町においては、本会議の会議録は紙媒体だけでなく電磁的記録でも作成されていることから、電磁的方法による議員への提供を可能とするものでございます。

次ページをお願いします。

豊能町議会会議規則の一部を改正する規則。豊能町議会会議規則（平成3年豊能町議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第125条を次のように改める。

（会議録の配布）第125条会議録は、議員及び関係者に配布（会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあっては、電磁的方法による提供を含む。）するということでございます。

附則、この規則は、平成27年4月1日から施行するものでございます。

よろしくをお願いします。

○議長（竹谷 勝君）

これより本件に対する質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（竹谷 勝君）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（竹谷 勝君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（竹谷 勝君）

起立全員であります。

よって、第4号議会議案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

議会運営委員会及び広報特別委員会より、閉会中の調査申し出があります。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（竹谷 勝君）

異議なしと認めます。

よって閉会中の審査を許可いたします。

以上で、本定例会に付された事件は、全て終了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により本日で閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（竹谷 勝君）

異議なしと認めます。

よって、本定例会は、本日で閉会することに決定いたしました。

これで、本日の会議を閉じます。

本定例会の閉会に当たり、町長から御挨拶がございます。

田中龍一町長。

○町長（田中龍一君）

議長から発言のお許しが出ましたので、

平成27年第1回豊能町議会定例会の終わりに当たりまして一言御挨拶申し上げます。

閉会 午後6時58分

定例会に御提案させていただきました30議案につきまして、長時間にわたり御審議いただき、第14号議案につきましては修正案をいただきましたが、全て可決、御決定いただきましたことに対しまして、心よりお礼申し上げます。

平成27年度の当初予算につきましては、新年度も町税の減少が続き、大変厳しい財政状況ではございますけれども、そのような中で人口減少・少子化対策、教育・子育て支援、地域防災力の向上の3点に重点的に配分した予算編成といたしました。この予算に対しまして皆様から御審議を通させていただきました付帯決議や御意見を留意させていただきました。今後実施してまいりたいと思っております。

また、平成27年度は豊能町人口ビジョンと平成28年度からの5カ年計画である豊能町総合戦略を策定し、豊能町の活性化を進めます。今回、その地方創生先行型事業として平成26年度の補正予算を計上し、平成27年度に先行して事業を実施してまいりますので、皆様におかれましては御理解のほどお願い申し上げます。

豊能町も少しずつ暖かくなってまいりましたけれども、まだまだ寒い日も続くこともあると思います。また、地方統一選挙などで、皆様におかれましては大変お忙しいとは思いますが、お体には十分御留意いただきまして、簡単ではございますけれども、閉会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

○議長（竹谷 勝君）

これをもって平成27年第1回豊能町議会定例会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでした。

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

- 第 1 号議案 豊能町教育長の任命につき同意を求めることについて
- 第 2 号議案 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例制定の件
- 第 3 号議案 教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例制定の件
- 第 4 号議案 教育長の勤務時間、休日、休暇等に関する条例制定の件
- 第 5 号議案 豊能町子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める条例制定の件
- 第 6 号議案 豊能町指定介護予防支援事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例制定の件
- 第 7 号議案 豊能町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例制定の件
- 第 8 号議案 豊能町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例制定の件
- 第 9 号議案 豊能町行政手続条例改正の件
- 第 10 号議案 豊能町一般職の職員の給与に関する条例改正の件
- 第 11 号議案 職員の管理職手当に関する条例改正の件
- 第 12 号議案 職員の退職手当に関する条例改正の件
- 第 13 号議案 豊能町立認定こども園条例改正の件
- 第 14 号議案 豊能町乳幼児等の医療費の助成に関する条例等改正の件
- 第 15 号議案 豊能町介護保険条例改正の件
- 第 16 号議案 大阪府豊能地区教職員人事協議会規約の変更に関する協議について
- 第 17 号議案 平成 26 年度豊能町一般会計補正予算の件
- 第 18 号議案 平成 26 年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算の件
- 第 19 号議案 平成 26 年度豊能町後期高齢者医療特別会計補正予算の件
- 第 20 号議案 平成 26 年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算の件

- 第 2 1 号議案 平成 2 6 年度豊能町下水道事業特別会計補正予算の件
- 第 2 2 号議案 平成 2 7 年度豊能町一般会計予算の件
- 第 2 3 号議案 平成 2 7 年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定予算の件
- 第 2 4 号議案 平成 2 7 年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定予算の件
- 第 2 5 号議案 平成 2 7 年度豊能町後期高齢者医療特別会計予算の件
- 第 2 6 号議案 平成 2 7 年度豊能町介護保険特別会計事業勘定予算の件
- 第 2 7 号議案 平成 2 7 年度豊能町下水道事業特別会計予算の件
- 第 2 8 号議案 平成 2 7 年度豊能町生活排水処理事業特別会計予算の件
- 第 2 9 号議案 平成 2 7 年度豊能町水道事業会計予算の件
- 第 3 0 号議案 平成 2 6 年度豊能町一般会計補正予算の件
- 第 1 号議会議案 豊能町における地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う決議
- 第 2 号議会議案 第 2 2 号議案平成 2 7 年度豊能町一般会計予算の件に対する付帯決議
- 第 3 号議会議案 豊能町議会委員会条例改正の件
- 第 4 号議会議案 豊能町議会会議規則改正の件

以上、会議の次第を記し、これを証するためここに署名する。

平成 年 月 日署名

豊能町議会 議長

署名議員 4番

同 5番